

へい せい ねん ど しゅう しゅう がく およ しん がく しゅうしよく
平成20年度 就・修学及び進学・就職を
し えん えん ご せい ど いち らん
支援するための援護制度一覧

きょう と ふ
京 都 府
きょう と ふ きょう いく い いん かい
京 都 府 教 育 委 員 会

目 次

はじめに	1
京都府援護制度担当機関一覧	2
市町村教育委員会一覧	3

第1編 乳・幼児のために

1 母子家庭奨学金等	7
2 私立幼稚園保育料軽減補助金	8
3 交通遺児奨学金等	9
4 幼稚園就園奨励事業	10

第2編 小学生のために

1 就学援助事業（要保護・準要保護世帯分）	13
2 就学奨励費（特別支援学級児童分）	14
3 生活保護法による扶助費	15
4 修学旅行援助金	16
5 母子家庭奨学金等	17
6 交通遺児奨学金等	18
7 外国人学校在学者への修学援助費	19
8 母子福祉資金貸付金	20

第3編 中学生のために

1 就学援助事業（要保護・準要保護世帯分）	23
2 就学奨励費（特別支援学級生徒分）	24
3 生活保護法による扶助費	25
4 修学旅行援助金	26
5 母子家庭奨学金等	27
6 交通遺児奨学金等	28
7 外国人学校在学者への修学援助費	29
8 母子福祉資金貸付金	30

第4編 中学校卒業生のために

1 技能修得資金・入所支度金	33
2 生活保護法による技能修得費・就職支度費	34
3 職業訓練支援制度	35
4 障害者等職場適応訓練手当	36
5 母子福祉資金貸付金	37
6 技能者育成資金	38
7 看護師等修学資金	39

第5編 高校生・高等専門学校生等のために

1	生活保護法による高校就学扶助	43
2	府立高等学校授業料減免	44
3	高等学校奨学金（生活保護世帯及び非課税世帯）	45
4	京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減補助金	46
5	過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助金	47
6	母子家庭奨学金等	48
7	交通遺児奨学金等	49
8	私立高等専修学校生徒奨学補助金	50
9	定時制及び通信制課程教科書給与	51
10	定時制及び通信制課程修学奨励金	52
11	母子福祉資金貸付金	53
12	生活福祉資金貸付金（修学資金）	54
13	高校生等修学支援事業（修学金）	55
14	高校生等修学支援事業（修学支度金）	56
15	独立行政法人日本学生支援機構奨学金	57

第6編 高校卒業生のために

1	生活保護法による就職支度費	61
2	技能修得資金・入所支度金	62
3	職業訓練支援制度	63
4	障害者等職場適応訓練手当	64
5	技能者育成資金	65
6	看護師等修学資金	66
7	母子福祉資金貸付金	67～68
8	生活福祉資金貸付金（修学資金）	69
9	独立行政法人日本学生支援機構奨学金〔第一種〕	70
10	独立行政法人日本学生支援機構奨学金〔第二種〕	71

第7編 特別支援学校児童・生徒のために

1	就学奨励費	75～76
2	高校生等修学支援事業（修学金）	77
3	高校生等修学支援事業（修学支度金）	78

※平成19年4月から盲・聾・養護学校は、学校の種別としては、特別支援学校になりました。また、障害児学級は特別支援学級に名称変更されました。

はじめに

人権尊重が国際的に大きな潮流となり、京都府においても、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向け、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会を実現する取組が進められています。

「もっと学びたい」、「〇〇の資格のとれる学校に行きたい」、「好きな仕事に就きたい」、……こうした願いを実現するための権利が、誰にでも保障されなければなりません。

そこで、京都府では、経済的理由によって就・修学、技能修得や就職が実現できないということが生じないように、各種の援護制度を設けています。この制度は、日本国憲法第97条に「基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」とあるように、みなさんの先輩の努力により作りあげられてきたものです。

希望する人は、保護者の方や学校の先生などとよく相談して、これらの制度を積極的に活用し、自らの将来を切りひらくとともに、お互いの人権が尊重し合える社会を築くためにがんばってください。

◆ これらの諸制度のほかに、京都市や他の市町村でも独自に行っているものがありますから、進んで問い合わせてください。

◆ よくわからないところは、市町村教育委員会や市の福祉事務所、町村役場の福祉担当窓口、または次のページの援護制度担当機関へ問い合わせてください。

◆ 市町村によっては、申込先が異なる場合があります。

◆ それぞれの項目の内容は、一部変更される場合があります。

きょうと ふ えん ご せい ど たんとう き かん い ちらん 京都府援護制度担当機関一覧

■ きょうと ふ ちやう 京都府庁

きょういくちやう し どう ぶ 教育庁指導部	がっこうきょういく か 学校教育課	075-414-5831	しょうこうろうどうかんこう ぶ 商工労働観光部	ものづくり振興課	075-414-5101
//	とくべつ し えんきやういく か 特別支援教育課	075-414-5835		そうごうしゅうぎやう し えんしつ 総合就業支援室	075-682-8918
//	こうこうきょういく か 高校教育課	075-414-5846	けんこうふく し ぶ 健康福祉部	いりやう か 医療課	075-414-4746
ぶん か かんきやう ぶ 文化環境部	ぶんきやう か 文教課	075-414-4520	//	ふく し えん ご か 福祉・援護課	075-414-4557
ふ みんせいかつ ぶ 府民生活部	あんしん あんぜん すいしん か 安心・安全まちづくり推進課	075-414-4367	//	か てい し えん か 家庭支援課	075-414-4585
			きょういくちやう し どう ぶ 教育庁指導部	じんけんきやういくしつ 人権教育室	075-414-5822

■ ち ほう き かん 地方機関

◇ きょういくきやう 教育局			ちゅうたんきやういくきやう 中丹教育局	0773-42-1200
おとくにきやういくきやう 乙訓教育局	075-933-5130		たん ご きやういくきやう 丹後教育局	0772-22-2175
やましるきやういくきやう 山城教育局	0774-62-0008			
なんたんきやういくきやう 南丹教育局	0771-62-0304			

広域振興局 (こういきしんこうきやう) ・ 保健所 (ほけんしよ)				所管市町村 (しよかんしちやうそん)
やましるこういきしんこうきやう 山城広域振興局	0774-21-2101	おとくに ほ けんしよ 乙訓保健所	075-933-1151	向日市 (むこうし)
		やましるきた ほ けんしよ 山城北保健所	0774-21-2191	長岡京市 (ながおかきやうし)
				大山崎町 (おおやまざきちやう)
				宇治市 (うじし)
		やましるきた ほ けんしよ つづ き ぶんしつ 山城北保健所 綴喜分室	0774-63-5745	城陽市 (じやうやうし)
				久御山町 (くみやまちやう)
				八幡市 (やわたし)
				京田辺市 (きやうたなべし)
		やましるみなみ ほ けんしよ 山城南保健所	0774-72-4300	井手町 (いでちやう)
				宇治田原町 (うじたわらちやう)
				木津川市 (きづがわし)
				笠置町 (かさぎちやう)
				和束町 (わづかちやう)
なんたんこういきしんこうきやう 南丹広域振興局	0771-22-0422	なんたん ほ けんしよ 南丹保健所	0771-62-4751	精華町 (せいかちやう)
				南山城村 (みなみやましるむら)
				亀岡市 (かめおかし)
ちゅうたんこういきしんこうきやう 中丹広域振興局	0773-62-2500	中丹西保健所 (ちゅうたんにしほけんしよ)	0773-22-5744	南丹市 (なんたんし)
		ちゅうたんひがし ほ けんしよ 中丹東保健所	0773-75-0805	京丹波町 (きやうたんばちやう)
				福知山市 (ふくちやまし)
たん ご こういきしんこうきやう 丹後広域振興局	0772-62-4301	たん ご ほ けんしよ 丹後保健所	0772-62-0361	綾部市 (あやべし)
				舞鶴市 (まいづるし)
				宮津市 (みやづし)
				京丹後市 (きやうたんごし)
				与謝野町 (よさのちやう)
				伊根町 (いねちやう)

し ちょうそんきょういく い いんかいいちらん 市町村教育委員会一覧

きょう と し きょういく い いんかい 京都市教育委員会	075-222-3767	かめおか し きょういく い いんかい 亀岡市教育委員会	0771-22-3131
むこう し きょういく い いんかい 向日市教育委員会	075-931-1111	なんたん し きょういく い いんかい 南丹市教育委員会	0771-68-0055
ながおかきょう し きょういく い いんかい 長岡京市教育委員会	075-951-2121	きょうたん ば ちょうきょういく い いんかい 京丹波町教育委員会	0771-82-0988
おおやまざききょういく い いんかい 大山崎町教育委員会	075-956-2101	ふく ち やま し きょういく い いんかい 福知山市教育委員会	0773-22-6111
う じ し きょういく い いんかい 宇治市教育委員会	0774-22-3141	あや べ し きょういく い いんかい 綾部市教育委員会	0773-42-3280
じょうよう し きょういく い いんかい 城陽市教育委員会	0774-56-4003	まいづる し きょういく い いんかい 舞鶴市教育委員会	0773-66-1070
く み やまちきょういく い いんかい 久御山町教育委員会	075-631-9974	みや づ し きょういく い いんかい 宮津市教育委員会	0772-22-2121
や わた し きょういく い いんかい 八幡市教育委員会	075-983-5824	きょうたん ご し きょういく い いんかい 京丹後市教育委員会	0772-69-0610
きょう た なべ し きょういく い いんかい 京田辺市教育委員会	0774-62-9550	よ さ の ちょうきょういく い いんかい 与謝野町教育委員会	0772-43-2192
い で ちょうきょういく い いんかい 井手町教育委員会	0774-82-4333	い ね ちょうきょういく い いんかい 伊根町教育委員会	0772-32-0718
き づ がわ し きょういく い いんかい 木津川市教育委員会	0774-72-0501	よ さ の ちょうみや づ し ちゅうがっこうみあいきょういく い いんかい 与謝野町宮津市中学校組合教育委員会	0772-43-2192
う じ た わらちょうきょういく い いんかい 宇治田原町教育委員会	0774-88-5850		
かさ ぎ ちょうきょういく い いんかい 笠置町教育委員会	0743-95-2726		
わ づかちょうきょういく い いんかい 和束町教育委員会	0774-78-4335		
せい か ちょうきょういく い いんかい 精華町教育委員会	0774-95-1906		
みなみやましろむらきょういく い いんかい 南山城村教育委員会	0743-93-0580		
かさ ぎちょうみなみやましろむらちゅうがっこうみあいきょういく い いんかい 笠置町南山城村中学校組合教育委員会	0743-95-2726		

第1編 ^{にゅう}乳・^{ようじ}幼児のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
母子家庭奨学金等	支給	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者・乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）	府保健所	7
私立幼稚園保育料軽減補助金	支給	次のいずれにも該当する者 1 京都府及び滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県内の私立幼稚園に当該年度の10月1日（満3歳児は1月始業日）現在在籍する園児 2 保育料負担者が京都府内に居住し、市（町・村）民税・府民税の課税総所得金額が7,110千円以下である者	私立幼稚園	8
交通遺児奨学金等	支給	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った乳・幼児	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局	9
幼稚園就園奨励事業	減免（給付）	1 公立幼稚園 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯 2 私立幼稚園 ①生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 ②市町村民税所得割非課税世帯 ③市町村民税所得割課税額 34,500円以下の世帯 ④市町村民税所得割課税額 183,000円以下の世帯	市町村教育委員会（幼稚園）	10

【乳・幼児のために】

ぼ し か ていしょう がく きん とう よび名（母子家庭奨学金等）

じ ぎょう めい 事業名	母子家庭奨学金等支給事業			
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	京都府			
しゅ し もく てき 趣旨・目的	母子家庭の福祉を推進するため、教育又は養育に要する経費を支給する。			
たい よ し きゅう 貸与・支給	支 給			
たい しょう しゃ 対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる 児童を扶養している者 ・乳幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）			
し きゅう がく 支給額	11,000円（年額）			
しん せい し き 申請時期 及 び し きゅう し き 支給時期	申 請 月	区 分	支 給 対 象 期 間	支 給 日
	4～5月	申請年度の4月1日現在、支給対象者である者	当該年度4月～3月	8月末
		申請年度の4月2日以降、支給対象者である者	申請月の翌月～当該年度3月	
	6～2月	すべての申請者	申請月の翌月～当該年度3月	10月～3月
しん せい しょ るい 申請書類	○申請書 ○支給対象者であることの証明 ：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明（申請書中証明欄） 及び市町村長の証明（申請書中証明欄）			
へい ぎゅう 併給	交通遺児奨学金等との併給不可			
もうし こみ さき 申込先 と あわ さき 合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）			
たん とう か 担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）			
び こう 備考	毎年度申請が必要です。			

【乳・幼児のために】

よび名（し りつ よう ち えん ほ いく りょう けい げん ほ じょ きん私立幼稚園保育料軽減補助金）

事業名	私立幼稚園保育料軽減補助金		
事業主体	京都府		
趣旨・目的	私立幼稚園に通園する園児の保護者の保育料負担軽減と幼児教育の振興を図る。		
貸与・支給	支 給		
対象者	次のいずれにも該当する者 1 京都府及び滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県内の私立幼稚園に当該年度の10月1日（満3歳児は1月始業日）現在在籍する園児 2 保育料負担者が京都府内に居住し、市（町・村）民税・府民税の課税総所得金額が7,110千円以下である者		
支給額	年間17,000円 ただし、負担する保育料が年額17,000円に満たない場合はその額		
申請時期	(3歳児、4歳児、5歳児) 9月～10月頃 (満3歳児) 12月～翌年1月頃		
申請書類	申請書、所得を証明する書類		
支給時期	(3歳児、4歳児、5歳児) 12月～翌年1月頃 (満3歳児) 3月頃		
併給			
申込先	私立幼稚園		
担当課	文化環境部文教課（TEL 075-414-4520）		
備考			

【乳・幼児のために】

よび名（こう ふう い じ しょう がく きん とう交通遺児奨学金等）

じ ぎょう めい 事業名	交通遺児奨学金等支給事業
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	京都府
しゅ し もく てき 趣旨・目的	交通事故により親等を失った児童又は生徒に、精神的かつ経済的援助を与え、その健全な育成を図る。
たい よ し きゅう 貸与・支給	支 給
たい しょう しゃ 対象者	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った乳・幼児
し きゅう がく 支給額	11,000円（年額）
しん せい じ き 申請時期	5月末日（以降は随時受付（ただし、翌年2月末日まで））
しん せい しょ るい 申請書類	交通遺児奨学金等支給申請書
し きゅう じ き 支給時期	7月末日 （6月以降に申請の場合は、申請のあった日の属する月の翌月の末日）
へい きゅう 併給	母子家庭奨学金等との併給は不可
もうし こみ さき 申込先	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局
たん とう か 担当課	府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL 075-414-4367）
び こう 備考	

【乳・幼児のために】

ようちえんしゅうえんしょうれいじぎょう
よび名（幼稚園就園奨励事業）

事業名	幼稚園就園奨励費補助金																																																																																										
事業主体	国・市町村教育委員会																																																																																										
趣旨・目的	公立・私立幼稚園に就園する3歳児（満3歳児含）、4歳児及び5歳児の保護者で所得額に応じ、入園料・保育料の減免（給付）を行う。																																																																																										
貸与・支給	減 免（給付）																																																																																										
対象者 及び 減免単価	減免（給付）額は、国の定めている単価であり、市町村により異なります。 1 公立幼稚園 生活保護世帯・市町村民税非課税世帯・市町村民税所得割非課税世帯 <table><tr><td>年額</td><td>第 1 子</td><td>20,000円</td><td rowspan="3">小学校1～3年生の兄・姉がいる場合は、 該当する兄・姉を第1子として換算 その場合の年額</td></tr><tr><td></td><td>第 2 子</td><td>38,000円</td></tr><tr><td></td><td>第3子以降</td><td>66,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td>第 2 子</td><td>26,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>32,000円</td></tr></table></td></tr></table> 2 私立幼稚園 ①生活保護世帯・市町村民税非課税世帯 <table><tr><td>年額</td><td>第 1 子</td><td>146,200円</td><td rowspan="3">同上的場合</td></tr><tr><td></td><td>第 2 子</td><td>190,000円</td></tr><tr><td></td><td>第3子以降</td><td>260,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td>第 2 子</td><td>162,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>176,000円</td></tr></table></td></tr></table> ②市町村民税所得割非課税世帯 <table><tr><td>年額</td><td>第 1 子</td><td>110,800円</td><td rowspan="3">同上的場合</td></tr><tr><td></td><td>第 2 子</td><td>165,000円</td></tr><tr><td></td><td>第3子以降</td><td>253,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td>第 2 子</td><td>129,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>147,000円</td></tr></table></td></tr></table> ③市町村民税所得割課税額 34,500円以下の世帯 <table><tr><td>年額</td><td>第 1 子</td><td>84,200円</td><td rowspan="3">同上的場合</td></tr><tr><td></td><td>第 2 子</td><td>146,000円</td></tr><tr><td></td><td>第3子以降</td><td>248,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td>第 2 子</td><td>106,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>126,000円</td></tr></table></td></tr></table> ④市町村民税所得割課税額 183,000円以下の世帯 <table><tr><td>年額</td><td>第 1 子</td><td>59,200円</td><td rowspan="3">同上的場合</td></tr><tr><td></td><td>第 2 子</td><td>129,000円</td></tr><tr><td></td><td>第3子以降</td><td>243,000円</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td><table><tr><td>第 2 子</td><td>83,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>106,000円</td></tr></table></td></tr></table>	年額	第 1 子	20,000円	小学校1～3年生の兄・姉がいる場合は、 該当する兄・姉を第1子として換算 その場合の年額		第 2 子	38,000円		第3子以降	66,000円				<table><tr><td>第 2 子</td><td>26,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>32,000円</td></tr></table>	第 2 子	26,000円	第3子以降	32,000円	年額	第 1 子	146,200円	同上的場合		第 2 子	190,000円		第3子以降	260,000円				<table><tr><td>第 2 子</td><td>162,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>176,000円</td></tr></table>	第 2 子	162,000円	第3子以降	176,000円	年額	第 1 子	110,800円	同上的場合		第 2 子	165,000円		第3子以降	253,000円				<table><tr><td>第 2 子</td><td>129,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>147,000円</td></tr></table>	第 2 子	129,000円	第3子以降	147,000円	年額	第 1 子	84,200円	同上的場合		第 2 子	146,000円		第3子以降	248,000円				<table><tr><td>第 2 子</td><td>106,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>126,000円</td></tr></table>	第 2 子	106,000円	第3子以降	126,000円	年額	第 1 子	59,200円	同上的場合		第 2 子	129,000円		第3子以降	243,000円				<table><tr><td>第 2 子</td><td>83,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>106,000円</td></tr></table>	第 2 子	83,000円	第3子以降	106,000円
年額	第 1 子	20,000円	小学校1～3年生の兄・姉がいる場合は、 該当する兄・姉を第1子として換算 その場合の年額																																																																																								
	第 2 子	38,000円																																																																																									
	第3子以降	66,000円																																																																																									
			<table><tr><td>第 2 子</td><td>26,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>32,000円</td></tr></table>	第 2 子	26,000円	第3子以降	32,000円																																																																																				
第 2 子	26,000円																																																																																										
第3子以降	32,000円																																																																																										
年額	第 1 子	146,200円	同上的場合																																																																																								
	第 2 子	190,000円																																																																																									
	第3子以降	260,000円																																																																																									
			<table><tr><td>第 2 子</td><td>162,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>176,000円</td></tr></table>	第 2 子	162,000円	第3子以降	176,000円																																																																																				
第 2 子	162,000円																																																																																										
第3子以降	176,000円																																																																																										
年額	第 1 子	110,800円	同上的場合																																																																																								
	第 2 子	165,000円																																																																																									
	第3子以降	253,000円																																																																																									
			<table><tr><td>第 2 子</td><td>129,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>147,000円</td></tr></table>	第 2 子	129,000円	第3子以降	147,000円																																																																																				
第 2 子	129,000円																																																																																										
第3子以降	147,000円																																																																																										
年額	第 1 子	84,200円	同上的場合																																																																																								
	第 2 子	146,000円																																																																																									
	第3子以降	248,000円																																																																																									
			<table><tr><td>第 2 子</td><td>106,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>126,000円</td></tr></table>	第 2 子	106,000円	第3子以降	126,000円																																																																																				
第 2 子	106,000円																																																																																										
第3子以降	126,000円																																																																																										
年額	第 1 子	59,200円	同上的場合																																																																																								
	第 2 子	129,000円																																																																																									
	第3子以降	243,000円																																																																																									
			<table><tr><td>第 2 子</td><td>83,000円</td></tr><tr><td>第3子以降</td><td>106,000円</td></tr></table>	第 2 子	83,000円	第3子以降	106,000円																																																																																				
第 2 子	83,000円																																																																																										
第3子以降	106,000円																																																																																										
申請時期	年度当初（途中入園除く。）																																																																																										
申請書類	市町村教育委員会が定める申請書及び添付書類																																																																																										
申込先	市町村教育委員会（幼稚園）																																																																																										
担当課	教育庁指導部学校教育課（TEL 075-414-5838）																																																																																										
備考	※減免（給付）事務については、市町村教育委員会で行っています。詳しくは、お住まいの市町村の教育委員会（P.3参照）にお問い合わせください。																																																																																										

第2編 しょうがくせい 小学生のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
就学援助事業	支給	生活保護を受けている世帯 生活保護を受けていないが、経済的に困難な世帯	市町村教育委員会(小学校)	13
就学奨励費	支給	小学校の特別支援学級に在籍する児童	小学校	14
生活保護法による扶助費	支給	生活保護法による被保護世帯の子	府保健所、各市福祉事務所	15
修学旅行援助金	支給	京都府の区域(京都市の区域を除く。)に居住する被保護者で、当該世帯に属する小学校の児童にかかる修学旅行に際して必要な物品の購入を要する者	府保健所	16
母子家庭奨学金等	支給	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者・小学生	府保健所	17
交通遺児奨学金等	支給	府内(京都市含む。)に居住する交通事故により親等を失った小学生	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局	18
外国人学校在学者への修学援助費	支給	京都府の区域(市の区域を除く。)に居住する被保護者で、学校法人京都朝鮮学園の設置する初級学校に在学する児童にかかる修学のための費用の負担を要する者	学校	19
母子福祉資金貸付金	貸付	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、現に児童を扶養している者	府保健所	20

【小学生のために】

よび名（就学援助事業）

事業名	就学援助費
事業主体	国・市町村教育委員会
趣旨・目的	経済的な理由によって、就学困難と認められる児童の保護者に対して、学用品費等の必要な援助を行う。
貸与・支給	支給
対象者	生活保護を受けている世帯 生活保護を受けていないが、経済的に困難な世帯
支給額	支給項目及び支給額等は市町村により異なります。 【要保護者】 修学旅行費・医療費（学校病のみ）等 【準要保護者】 学用品費・通学用品費・校外活動費・通学費・修学旅行費 医療費（学校病のみ）・学校給食費 等
申請時期	年度当初（年度途中の場合は随時）
申請書類	市町村教育委員会が定める申請書及び添付書類
申込先	市町村教育委員会（小学校）
担当課	教育庁指導部学校教育課（TEL 075-414-5838）
備考	認定、支給事務等は市町村教育委員会で行っています。 詳しくは、お住まいの市町村の教育委員会（P.3参照）にお問い合わせください。

【小学生のために】

よび名（就学奨励費）

事業名	就学奨励費																																														
事業主体	国・市町村																																														
趣旨・目的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学級への就学のため必要な経費について、児童の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、全部又は一部を支弁する。																																														
貸与・支給	支 給																																														
対象者	小学校の特別支援学級に在籍する児童																																														
支給額	<table><tr><td>学用品費・通学用品費</td><td>（１年生</td><td>年</td><td>6,305円（支給）</td></tr><tr><td>校外活動費</td><td>（その他</td><td>年</td><td>7,390円（支給）</td></tr><tr><td>宿泊を伴う校外活動費</td><td></td><td></td><td>1,735円（支給）</td></tr><tr><td>新入学児童学用品費等</td><td>入学時</td><td></td><td>9,950円（支給）</td></tr><tr><td>修学旅行費</td><td></td><td></td><td>10,300円（支給）</td></tr><tr><td>体育実技用具費</td><td>（スキー</td><td></td><td>12,650円（支給）</td></tr><tr><td></td><td>（スケート</td><td></td><td>5,635円（支給）</td></tr><tr><td>通 学 費</td><td></td><td></td><td>実 費（支給）</td></tr><tr><td>交流学习交通費</td><td></td><td></td><td>実 費（支給）</td></tr><tr><td>学校給食費</td><td></td><td></td><td>実費の1/2（補助）</td></tr><tr><td>拡大教材費</td><td>1ページ当たり40円を限度として算定した額の1/2の額（1冊あたり限度5,000円）</td><td></td><td></td></tr></table>			学用品費・通学用品費	（１年生	年	6,305円（支給）	校外活動費	（その他	年	7,390円（支給）	宿泊を伴う校外活動費			1,735円（支給）	新入学児童学用品費等	入学時		9,950円（支給）	修学旅行費			10,300円（支給）	体育実技用具費	（スキー		12,650円（支給）		（スケート		5,635円（支給）	通 学 費			実 費（支給）	交流学习交通費			実 費（支給）	学校給食費			実費の1/2（補助）	拡大教材費	1ページ当たり40円を限度として算定した額の1/2の額（1冊あたり限度5,000円）		
学用品費・通学用品費	（１年生	年	6,305円（支給）																																												
校外活動費	（その他	年	7,390円（支給）																																												
宿泊を伴う校外活動費			1,735円（支給）																																												
新入学児童学用品費等	入学時		9,950円（支給）																																												
修学旅行費			10,300円（支給）																																												
体育実技用具費	（スキー		12,650円（支給）																																												
	（スケート		5,635円（支給）																																												
通 学 費			実 費（支給）																																												
交流学习交通費			実 費（支給）																																												
学校給食費			実費の1/2（補助）																																												
拡大教材費	1ページ当たり40円を限度として算定した額の1/2の額（1冊あたり限度5,000円）																																														
申請時期	市町村によって異なる。																																														
申請書類	各市町村教育委員会が定める申請書及び添付書類																																														
支給時期	市町村によって異なる。																																														
併給	生活保護法第12条の規定による生活扶助、同法第13条の規定による教育扶助及び就学援助費の援助を受けている場合は除く。																																														
申込先	小学校																																														
担当課	教育庁指導部特別支援教育課（TEL 075-414-5835）																																														
備考	※支給額は国が定めている単価（H19年度実績）を掲載しているので、市町村によって異なる場合があります。																																														

【小学生のために】

よび名（生活保護法による扶助費）

事業名	生活保護法による扶助費										
事業主体	京都府・市										
趣旨・目的	生活保護法による被保護世帯の子に対して、義務教育に伴って必要な教科書やその他の学用品、また、学校給食費等を給付する。										
貸与・支給	支 給										
対象者	生活保護法による被保護世帯の子										
支給額	【教育扶助費】 <table border="1"> <tr> <td>教育扶助基準額</td><td>月2,150円</td></tr> <tr> <td>教材費・学校給食費・通学費</td><td>実 費</td></tr> <tr> <td>学級費・PTA会費・児童会費等</td><td>月620円以内</td></tr> </table> 【生活扶助費】 <table border="1"> <tr> <td>入学準備金（小学校入学時）</td><td>39,500円以内</td></tr> <tr> <td>学童服等購入費（4年進級時）</td><td>12,900円以内</td></tr> </table>	教育扶助基準額	月2,150円	教材費・学校給食費・通学費	実 費	学級費・PTA会費・児童会費等	月620円以内	入学準備金（小学校入学時）	39,500円以内	学童服等購入費（4年進級時）	12,900円以内
教育扶助基準額	月2,150円										
教材費・学校給食費・通学費	実 費										
学級費・PTA会費・児童会費等	月620円以内										
入学準備金（小学校入学時）	39,500円以内										
学童服等購入費（4年進級時）	12,900円以内										
申請時期	各福祉事務所等が設定										
申請書類	各福祉事務所等が定める様式										
支給時期	各福祉事務所等が設定										
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、各市福祉事務所にお問い合わせください。										
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）										
備考											

【小学生のために】

よび名（しゅう がく りょ こう えん じょ きん修学旅行援助金）

じ ぎょう めい 事業名	修学旅行援助事業
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	京都府
しゅ し もく てき 趣旨・目的	生活保護法による被保護世帯の小学生の修学旅行準備費に対し援助する。
たい よ し きゅう 貸与・支給	支 給
たい しょう しゃ 対 象 者	京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する被保護者で、当該世帯に属する小学校の児童にかかる修学旅行に際して必要な物品の購入を要する者。
し きゅう がく 支 給 額	1人当たり 5,800円
しん せい じ き 申 請 時 期	随時
しん せい しょ るい 申 請 書 類	申請書
し きゅう じ き 支 給 時 期	随時
へい 併	きゅう 給 なし
もうし こみ さき と あわ さき 申 込 先 問 い 合 せ 先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）
たん とう か 担 当 課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）
び 備	こう 考

【小学生のために】

ぼ し か ていしょう がく きん とう **よび名（母子家庭奨学金等）**

じ ぎょう めい 事業名	母子家庭奨学金等支給事業			
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	京都府			
しゅ し もく てき 趣旨・目的	母子家庭の福祉を推進するため、教育又は養育に要する経費を支給する。			
たい よ し きゅう 貸与・支給	支 給			
たい しょう しゃ 対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる 児童を扶養している者 ・小学生			
し きゅう がく 支給額	21,500円（年額）			
しん せい じ き 申請時期 及 び し きゅう じ き 支給時期	申 請 月	区 分	支 給 対 象 期 間	支 給 日
	4～5月	申請年度の4月1日現在、支給対象者である者	当該年度4月～3月	8月末
		申請年度の4月2日以降、支給対象者である者	申請月の翌月～当該年度3月	
	6～2月	すべての申請者	申請月の翌月～当該年度3月	10月～3月
しん せい しょ るい 申請書類	○申請書 ○支給対象者であることの証明 ：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明（申請書中証明欄） 及び市町村長の証明（申請書中証明欄）			
へい ぎゅう 併給	交通遺児奨学金等との併給不可			
もうし こみ さき 申込先 と あわ さき 合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）			
たん とう か 担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）			
び こう 備考	毎年度申請が必要です。			

【小学生のために】

よび名（こう つう い じ しょう がく きん とう交通遺児奨学金等）

じ 事業名	交通遺児奨学金等支給事業
じ 事業主体	京都府
しゅ 趣旨・目的	交通事故により親等を失った児童又は生徒に、精神的かつ経済的援助を与え、その健全な育成を図る。
たい 貸与・支給	支 給
たい 対象者	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った小学生
し 支給額	21,500円（年額）
しん 申請時期	5月末日（以降は随時受付（ただし、翌年2月末日まで））
しん 申請書類	交通遺児奨学金等支給申請書
し 支給時期	7月末日 （6月以降に申請の場合は、申請のあった日の属する月の翌月の末日）
へい 併給	母子家庭奨学金等との併給は不可
もうし 申込先	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局
たん 担当課	府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL 075-414-4367）
び 備考	

【小学生のために】

よび名（外国人学校在学者への修学援助費）

事業名	要保護者修学援助事業											
事業主体	京都府											
趣旨・目的	生活保護を受けている日本国籍を有しない者の子の教育の向上を図るため、修学に要する経費について援助する。											
貸与・支給	支 給											
対象者	京都府の区域（市の区域を除く。）に居住する被保護者で、学校法人京都朝鮮学園の設置する初級学校に在学する児童にかかる修学のための費用の負担を要する者											
支給額	生活保護法の教育扶助等基準額の範囲内で次に掲げるもの <table><tr><td>基準額</td><td>月2,150円（以内）</td></tr><tr><td>学級費等</td><td>月620円（以内）</td></tr><tr><td>教材費等 給食費 交通費</td><td>実 費</td></tr><tr><td>入学準備金（入学時）</td><td>39,500円（以内）</td></tr><tr><td>学童服等購入費（4年進学時）</td><td>12,900円（以内）</td></tr></table>		基準額	月2,150円（以内）	学級費等	月620円（以内）	教材費等 給食費 交通費	実 費	入学準備金（入学時）	39,500円（以内）	学童服等購入費（4年進学時）	12,900円（以内）
基準額	月2,150円（以内）											
学級費等	月620円（以内）											
教材費等 給食費 交通費	実 費											
入学準備金（入学時）	39,500円（以内）											
学童服等購入費（4年進学時）	12,900円（以内）											
申請時期	年1回、各学年毎											
申請書類	申請書、在学証明書											
支給時期	随時											
併給	なし											
申し込先	学校											
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当） （TEL 075-414-4557・4558）											
備考												

【小学生のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）

じ 事業名	母子福祉資金貸付金
じ 事業主体	京都府
しゅ し 趣旨・目的	母子家庭の児童の入学に際して直接必要とする被服・履物等の購入にあてて資金について貸付を行い、修学を支援することにより児童の福祉を増進する。
たい よ 貸与・支給	貸 付
たい 対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって現に児童を扶養している者
たい よ 貸与額	就学支度資金 39,500円以内（無利子貸付）
しん 申請時期	入学前
しん 申請書類	申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類・就学通知書等入学のわかる書類等
かし つけ 貸付開始	貸付決定し、借用書等の提出後
れん たい ぼ しょう にん 連帯保証人	必要
へい 併 給	
へん 返 済	卒業後6箇月の据置期間後
もうし 申込み 先 と 問い合わせ 先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）
たん とう か 担当課	府保健所福祉室・健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）
び 備 考	

第3編 ちゅうがくせい 中学生のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
就学援助事業	支給	生活保護を受けている世帯 生活保護を受けていないが、経済的に困難な世帯	市町村教育委員会(中学校)	23
就学奨励費	支給	中学校の特別支援学級に在籍する生徒	中学校	24
生活保護法による扶助費	支給	生活保護法による被保護世帯の子	府保健所、各市福祉事務所	25
修学旅行援助金	支給	京都府の区域(京都市の区域を除く。)に居住する被保護者で、当該被保護世帯に属する中学校の生徒にかかる修学旅行に際して必要な物品の購入を要する者	府保健所	26
母子家庭奨学金等	支給	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者・中学生	府保健所	27
交通遺児奨学金等	支給	府内(京都市含む。)に居住する交通事故により親等を失った中学生	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局	28
外国人学校在学者への修学援助費	支給	京都府の区域(市の区域を除く。)に居住する被保護者で、学校法人京都朝鮮学園の設置する中級学校に在学する生徒にかかる修学のための費用の負担を要する者	学校	29
母子福祉資金貸付金	貸付	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、現に児童を扶養している者	府保健所	30

【中学生のために】

よび名（就学援助事業）

事業名	就学援助費
事業主体	国・市町村教育委員会
趣旨・目的	経済的な理由によって、就学困難と認められる生徒の保護者に対して、学用品費等の必要な援助を行う。
貸与・支給	支給
対象者	生活保護を受けている世帯 生活保護を受けていないが、経済的に困難な世帯
支給額	支給項目及び支給額等は市町村により異なります。 【要保護者】 修学旅行費・医療費（学校病のみ）等 【準要保護者】 学用品費・通学用品費・校外活動費・通学費・修学旅行費 医療費（学校病のみ）・学校給食費 等
申請時期	年度当初（年度途中の場合は随時）
申請書類	市町村教育委員会が定める申請書及び添付書類
申込先	市町村教育委員会（中学校）
担当課	教育庁指導部学校教育課（TEL 075-414-5838）
備考	認定、支給事務等は市町村教育委員会で行っています。 詳しくは、お住まいの市町村の教育委員会（P.3参照）にお問い合わせください。

【中学生のために】

よび名（就学奨励費）

事業名	就学奨励費																																												
事業主体	国・市町村																																												
趣旨・目的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学級への就学のため必要な経費について、生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、全部又は一部を支弁する。																																												
貸与・支給	支 給																																												
対象者	中学校の特別支援学級に在籍する生徒																																												
支給額	<table><tr><td>学用品費・通学用品費</td><td>（1年生 年</td><td>11,940円（支給）</td></tr><tr><td>校外活動費</td><td>（その他 年</td><td>13,025円（支給）</td></tr><tr><td>宿泊を伴う校外活動費</td><td></td><td>2,920円（支給）</td></tr><tr><td>新入学生徒学用品費等</td><td>入学時</td><td>11,450円（支給）</td></tr><tr><td>修学旅行費</td><td></td><td>27,950円（支給）</td></tr><tr><td>体育実技用具費</td><td>（柔道</td><td>3,650円（支給）</td></tr><tr><td></td><td>剣道</td><td>25,250円（支給）</td></tr><tr><td></td><td>スキー</td><td>18,150円（支給）</td></tr><tr><td></td><td>スケート</td><td>5,635円（支給）</td></tr><tr><td>通 学 費</td><td></td><td>実 費（支給）</td></tr><tr><td>職場実習交通費</td><td></td><td>実 費（支給）</td></tr><tr><td>交流学习交通費</td><td></td><td>実 費（支給）</td></tr><tr><td>学校給食費</td><td></td><td>実費の1/2（補助）</td></tr><tr><td>拡大教材費</td><td colspan="2">1ページ当り40円を限度として算定した額の1/2の額（1冊あたり限度5,000円）</td></tr></table>			学用品費・通学用品費	（1年生 年	11,940円（支給）	校外活動費	（その他 年	13,025円（支給）	宿泊を伴う校外活動費		2,920円（支給）	新入学生徒学用品費等	入学時	11,450円（支給）	修学旅行費		27,950円（支給）	体育実技用具費	（柔道	3,650円（支給）		剣道	25,250円（支給）		スキー	18,150円（支給）		スケート	5,635円（支給）	通 学 費		実 費（支給）	職場実習交通費		実 費（支給）	交流学习交通費		実 費（支給）	学校給食費		実費の1/2（補助）	拡大教材費	1ページ当り40円を限度として算定した額の1/2の額（1冊あたり限度5,000円）	
学用品費・通学用品費	（1年生 年	11,940円（支給）																																											
校外活動費	（その他 年	13,025円（支給）																																											
宿泊を伴う校外活動費		2,920円（支給）																																											
新入学生徒学用品費等	入学時	11,450円（支給）																																											
修学旅行費		27,950円（支給）																																											
体育実技用具費	（柔道	3,650円（支給）																																											
	剣道	25,250円（支給）																																											
	スキー	18,150円（支給）																																											
	スケート	5,635円（支給）																																											
通 学 費		実 費（支給）																																											
職場実習交通費		実 費（支給）																																											
交流学习交通費		実 費（支給）																																											
学校給食費		実費の1/2（補助）																																											
拡大教材費	1ページ当り40円を限度として算定した額の1/2の額（1冊あたり限度5,000円）																																												
申請時期	市町村によって異なる。																																												
申請書類	各市町村教育委員会が定める申請書及び添付書類																																												
支給時期	市町村によって異なる。																																												
併給	生活保護法第12条の規定による生活扶助、同法第13条の規定による教育扶助及び就学援助費の援助を受けている場合は除く。																																												
申し込先	中学校																																												
担当課	教育庁指導部特別支援教育課（TEL 075-414-5835）																																												
備考	※支給額は国が定めている単価（H19年度実績）を掲載しているので、市町村によって異なる場合があります。																																												

【中学生のために】

よび名（生活保護法による扶助費）

事業名	生活保護法による扶助費								
事業主体	京都府・市								
趣旨・目的	生活保護法による被保護世帯の子に対して、義務教育に伴って必要な教科書やその他の学用品、また、学校給食費等を給付する。								
貸与・支給	支 給								
対象者	生活保護法による被保護世帯の子								
支給額	【教育扶助費】 <table border="1"> <tr> <td>教育扶助基準額</td><td>月4,180円</td></tr> <tr> <td>教材費・学校給食費・通学費</td><td>実 費</td></tr> <tr> <td>学級費・PTA会費・生徒会費等</td><td>月740円以内</td></tr> </table> 【生活扶助費】 <table border="1"> <tr> <td>入学準備金（中学校入学時）</td><td>46,100円以内</td></tr> </table>	教育扶助基準額	月4,180円	教材費・学校給食費・通学費	実 費	学級費・PTA会費・生徒会費等	月740円以内	入学準備金（中学校入学時）	46,100円以内
教育扶助基準額	月4,180円								
教材費・学校給食費・通学費	実 費								
学級費・PTA会費・生徒会費等	月740円以内								
入学準備金（中学校入学時）	46,100円以内								
申請時期	各福祉事務所等が設定								
申請書類	各福祉事務所等が定める様式								
支給時期	各福祉事務所等が設定								
申し込み先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、各市福祉事務所にお問い合わせください。								
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）								
備考									

【中学生のために】

よび名（しゅう がく りょ こう えん じょ きん修学旅行援助金）

じ ぎょう めい 事業名	修学旅行援助事業
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	京都府
しゅ し もく てき 趣旨・目的	生活保護法による被保護世帯の中学生の修学旅行準備費に対し援助する。
たい よ し ぎゅう 貸与・支給	支 給
たい しょう しゃ 対象者	京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する被保護者で、当該被保護世帯に属する中学校の生徒にかかる修学旅行に際して必要な物品の購入を要する者。
し ぎゅう がく 支給額	1人当たり 6,800円
しん せい じ き 申請時期	随時
しん せい しょ るい 申請書類	申請書
し ぎゅう じ き 支給時期	随時
へい ぎゅう 併給	なし
もうし こみ さき と あわ さき 申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）
たん どう か 担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4558）
び こう 備考	

【中学生のために】

ぼ し か ていしょう がく きん とう **よび名（母子家庭奨学金等）**

事業名	母子家庭奨学金等支給事業			
事業主体	京都府			
趣旨・目的	母子家庭の福祉を推進するため、教育又は養育に要する経費を支給する。			
貸与・支給	支 給			
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者 ・中学生			
支給額	43,000円（年額）			
申請時期 及び 支給時期	申請月	区 分	支給対象期間	支 給 日
	4～5月	申請年度の4月1日現在、支給対象者である者	当該年度4月～3月	8月末
		申請年度の4月2日以降、支給対象者である者	申請月の翌月～当該年度3月	
	6～2月	すべての申請者	申請月の翌月～当該年度3月	10月～3月
申請書類	○申請書 ○支給対象者であることの証明 ：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明（申請書中証明欄） 及び市町村長の証明（申請書中証明欄）			
併給	交通遺児奨学金等との併給不可			
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）			
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）			
備考	毎年度申請が必要です。			

【中学生のために】

よび名（こう つう い じ しょう がく きん とう交通遺児奨学金等）

じ 事業名	交通遺児奨学金等支給事業
じ 事業主体	京都府
しゅ 趣旨・目的	交通事故により親等を失った児童又は生徒に、精神的かつ経済的援助を与え、その健全な育成を図る。
たい 貸与・支給	支 給
たい 対象者	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った中学生
し 支給額	43,000円（年額）
しん 申請時期	5月末日（以降は随時受付（ただし、翌年2月末日まで））
しん 申請書類	交通遺児奨学金等支給申請書
し 支給時期	7月末日 （6月以降に申請の場合は、申請のあった日の属する月の翌月の末日）
へい 併給	母子家庭奨学金等との併給は不可
もうし 申込先	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局
たん 担当課	府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL 075-414-4367）
び 備考	

【中学生のために】

よび名（外国人学校在学者への修学援助費）

じ ぎょう めい 事 業 名	要保護者修学援助事業								
じ ぎょう しゅ たい 事 業 主 体	京都府								
しゅ し もく てき 趣 旨 ・ 目 的	生活保護を受けている日本国籍を有しない者の子の教育の向上を図るため、修学に要する経費について援助する。								
たい よ し きゅう 貸 与 ・ 支 給	支 給								
たい しょう しゃ 対 象 者	京都府の区域（市の区域を除く。）に居住する被保護者で、学校法人京都朝鮮学園の設置する中級学校に在学する生徒にかかる修学のための費用の負担を要する者								
し きゅう がく 支 給 額	生活保護法の教育扶助等基準額の範囲内で次に掲げるもの <table border="1"> <tr> <td>基準額</td><td>月4,180円（以内）</td></tr> <tr> <td>学級費等</td><td>月740円（以内）</td></tr> <tr> <td>教材費等 給食費 交通費</td><td>実 費</td></tr> <tr> <td>入学準備金（入学時）</td><td>46,100円（以内）</td></tr> </table>	基準額	月4,180円（以内）	学級費等	月740円（以内）	教材費等 給食費 交通費	実 費	入学準備金（入学時）	46,100円（以内）
基準額	月4,180円（以内）								
学級費等	月740円（以内）								
教材費等 給食費 交通費	実 費								
入学準備金（入学時）	46,100円（以内）								
しん せい し き 申 請 時 期	年1回、各学年毎								
しん せい しょ るい 申 請 書 類	申請書、在学証明書								
し きゅう し き 支 給 時 期	随時								
へい 併 給	なし								
もうし こみ さき 申 込 先	学校								
たん とう か 担 当 課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4558）								
び こう 備 考									

【中学生のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）

じ 事業名	母子福祉資金貸付金
じ 事業主体	京都府
しゅ し 趣旨・目的	母子家庭の児童の入学に際して直接必要とする被服・履物等の購入にあてて資金について貸付を行い、修学を支援することにより児童の福祉を増進する。
たい よ 貸与・支給	貸 付
たい 対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって現に児童を扶養している者
たい よ 貸与額	就学支度資金 46,100円以内（無利子貸付）
しん 申請時期	入学前（お住まいの地域の府保健所福祉室に申請前に必ず相談して下さい。）
しん 申請書類	申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類・就学通知書等入学のわかる書類等
かし つけ 貸付開始	貸付決定し、借用書等の提出後
れん たい ほ しょう にん 連帯保証人	必要
へい 併 給	
へん 返 済	卒業後6箇月の据置期間後
もうし 申込み 先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）
たん とう か 担当課	府保健所福祉室・健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）
び 備 考	

第4編 ちゅうがっこうそつぎょうせい 中学校卒業生のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
技能修得資金・入所支度金	支給	京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する世帯のうち、経済的理由により技能修得が困難な世帯の子が、中学校卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師及び准看護師学校養成所を除く）に入所する場合で、次のいずれかに該当する者 1 生活保護受給世帯の子 2 経済的理由により技能修得が困難な世帯の子（属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内）	府保健所、府広域振興局	33
生活保護法による技能修得費・就職支度費	支給	生活保護法による被保護世帯の子	府保健所、各市福祉事務所	34
職業訓練支援制度	支給	公共職業安定所の受講指示により公共職業能力開発施設で訓練を受ける者	公共職業能力開発施設	35
障害者等職場適応訓練手当	支給	公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した障害者等で就職が困難な者	居住地を管轄する公共職業安定所	36
母子福祉資金貸付金	貸付	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、現に児童を扶養している者	府保健所	37
技能者育成資金	貸与	公共職業能力開発施設に入校した者で、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者（訓練手当受給者を除く。）	公共職業能力開発施設	38
看護師等修学資金	貸与（無利子）	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学している者で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を受け、直ちに京都府の区域内的の病院等において看護師等の業務に従事しようとする意思を有する者	該当の看護師等の養成施設	39

【中学校卒業生のために】

よび名（技能修得資金・入所支度金）

事業名	技能修得援護事業												
事業主体	京都府												
趣旨・目的	経済的な理由により技能の習得が困難な者に対し、技能修得資金を支給することにより、世帯の自立更生を図る。												
貸与・支給	支 給												
対象者	京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する世帯のうち、経済的理由により技能修得が困難な世帯の子が、中学校卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師及び準看護師学校養成所を除く）に入所する場合で、次のいずれかに該当する者 1 生活保護受給世帯の子 2 経済的理由により技能修得が困難な世帯の子 （属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内）												
支給額	<table><tr><td>施設の種別</td><td>技能修得資金</td><td>入所支度金</td></tr><tr><td>公共職業能力開発施設（府立京都高等技術専門学校等）</td><td>5,000円/月</td><td rowspan="3">55,000円</td></tr><tr><td>高校形態（奈良高等専修学校等）</td><td>21,000円/月</td></tr><tr><td>実技学校（各種専門学校・専修学校等）</td><td>24,000円/月</td></tr></table>			施設の種別	技能修得資金	入所支度金	公共職業能力開発施設（府立京都高等技術専門学校等）	5,000円/月	55,000円	高校形態（奈良高等専修学校等）	21,000円/月	実技学校（各種専門学校・専修学校等）	24,000円/月
施設の種別	技能修得資金	入所支度金											
公共職業能力開発施設（府立京都高等技術専門学校等）	5,000円/月	55,000円											
高校形態（奈良高等専修学校等）	21,000円/月												
実技学校（各種専門学校・専修学校等）	24,000円/月												
申請時期	・1次申請：3月中旬 ・2次申請：4月中旬（以降は随時受付）												
申請書類	申請書、在学（籍）証明書、収入状況が確認できる書類等												
支給時期	・第1期分：4月下旬（1次申請分）5月下旬（2次申請分） ・第2期分：8月 ・第3期分：12月 ※1 2次申請以降の随時受付分については、その都度支給 ※2 入所支度金は、4月又は5月に全額支給												
併給	他の類する給付等を受ける場合は、支給額を減額することがある。												
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、府広域振興局にお問い合わせください。												
担当課	健康福祉部福祉・援護課（TEL 075-414-4557・4558）												
備考													

【中学校卒業生のために】

よび名（生活保護法による技能修得費・就職支度費）

し 事 業 主 体	ぎょう しゅ たい	めい	生活保護法による技能修得費・就職支度費				
し 事 業 主 体	ぎょう しゅ たい		京都府・市				
しゅ し 趣 旨 ・ 目 的	もく てき		生計の維持に役立つ生業に就くために専修学校や各種学校、公共職業能力開発施設等で技能を修得する場合に必要な経費、また、就職が確定した場合の支度費を支給することにより世帯の自立更生を図る。				
たい 貸 与 ・ 支 給	よ し ぎゅう		支 給				
たい 対 象 者	しょう しゃ		生活保護法による被保護世帯の子				
し 支 給 額	ぎゅう がく		<table><tr><td>技能修得費</td><td>年380,000円以内</td></tr><tr><td>就職支度費</td><td>28,000円以内</td></tr></table>	技能修得費	年380,000円以内	就職支度費	28,000円以内
技能修得費	年380,000円以内						
就職支度費	28,000円以内						
しん 申 請 時 期	せい じ き		各福祉事務所等が設定				
しん 申 請 書 類	せい しょ るい		各福祉事務所等が定める様式				
し 支 給 時 期	ぎゅう じ き		各福祉事務所等が設定				
もうし 申 込 先 と 問 い 合 せ 先	こみ あわ さき さき		詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、各市福祉事務所にお問い合わせください。				
たん 担 当 課	とう か		健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）				
び 備 考	こう						

【中学校卒業生のために】

よび名（しよく ぎよう くん れん し えん せい ど職業訓練支援制度）

じ ぎよう めい 事業名	職業訓練支援事業
じ ぎよう しゅ たい 事業主体	京都府・国
しゅ し もく てき 趣旨・目的	公共職業能力開発施設の職業訓練を受ける母子家庭の母、中国帰国者等 に対して、訓練期間中の生活援護を図るために、訓練手当を支給する。
たい よ し ぎゆう 貸与・支給	支 給
たい しょう しゃ 対象者	公共職業安定所の受講指示により公共職業能力開発施設で訓練を受ける者
し ぎゆう がく 支給額	基本手当 日額3,530円 技能習得手当 受講手当日額500円、通所手当月額（限度額）42,500円
しん せい じ き 申請時期	入校時
しん せい しょ るい 申請書類	訓練手当等受給資格認定申請書、職業訓練受講指示書
し ぎゆう じ き 支給時期	翌月15日
もうし こみ さき 申込先	公共職業能力開発施設
たん どう か 担当課	商工労働観光部ものづくり振興課（TEL 075-414-5105）
び こう 備考	

【中学校卒業生のために】

よび名（しょうがいしゃとうしょくばてきおうくんれんてあて障害者等職場適応訓練手当）

じ 事業名	障害者等職場適応訓練
じ 事業主 たい 体	京都府
しゅ 趣旨・目的	就職が困難な障害者等に対して、事業所において、その事業所の業務に係る作業についての訓練を実施し、作業環境に適応することを促進する。
たい 貸与・支給	支給
たい 対象者	公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した障害者等で就職が困難な者
し 支給額	基本手当 日額 3,530円 技能習得手当 受講手当 日額 500円 通所手当 月（限度額） 42,500円
しん 申請時期	随時（公共職業安定所において事業主との結び付けを行う。）
しん 申請書類	職場適応訓練受講申込書（通所届）
し 支給時期	一般職場適応訓練は1暦月終了後、短期職場適応訓練は訓練終了後の職場適応訓練実施状況報告書の提出があった日から15日以内
へい 併給	なし
もうし 申込み先	居住地を管轄する公共職業安定所
たん 担当課	商工労働観光部総合就業支援室（TEL 075-682-8918）
び 備考	

【中学校卒業生のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）

事業名	母子福祉資金貸付金		
事業主体	京都府		
趣旨・目的	母子家庭の児童が修業・就職するために必要な資金について貸付を行い、修業等を支援することにより児童の福祉を増進する。		
貸与・支給	貸 付		
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって現に児童を扶養している者		
貸与額	就職支度資金 100,000円以内（無利子貸付） 修業資金 月 50,000円以内（無利子貸付） 就学支度資金		
	修業施設に入所	自宅通所	75,000円以内（無利子貸付）
		自宅外通所	85,000円以内（無利子貸付）
貸付相談時期	貸付についての相談は、進路を検討される時期（9月）から受付ます。早めに府保健所福祉室に御相談ください。		
申請書類	就職支度資金 申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類等 修業資金・就学支度資金 申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類等		
貸付開始	貸付決定し、借用書等の提出後		
連帯保証人	必要		
併給	生活福祉資金（支度費）との併給不可		
返済	就職支度資金 貸付日から1年の据置期間後 修業資金 知識技能習得後1年の据置期間後 就学支度資金 卒業後6箇月の据置期間後		
申込と問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）		
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）		
備考			

【中学校卒業生のために】

よび名（技能者育成資金）

事業名	技能者育成資金
事業主体	独立行政法人雇用・能力開発機構
趣旨・目的	優れた技術者を育成するための一助として、3月以上の公共職業能力開発施設の訓練を受ける者のうち、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者に対し、貸付を行う。
貸与・支給	貸 与
対象者	公共職業能力開発施設に入校した者で、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者（訓練手当受給者を除く。）
貸与額	月額 18,200円～21,400円
申請時期	入校時
申請書類	育成資金借受申請書、所得証明書等
支払時期	毎月
連帯保証人	成人者の勤労者
返済期間	16年以内
申込先	公共職業能力開発施設
問い合わせ先	独立行政法人雇用・能力開発機構（TEL 045-683-5450）
備考	

【中学校卒業生のために】

よび名（かんごしとうしゅうがくしきん看護師等修学資金）

じぎょうめい 事業名	京都府看護師等修学資金貸与事業
じぎょうしゅたい 事業主体	京都府
しゅしむくてき 趣旨・目的	保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保と質の向上を図るため、将来、府の区域内において看護師等の業務に従事しようとする者で、経済的理由により就学困難な者に対し、修学資金を貸与する。
たいよしきゅう 貸与・支給	貸 与（無利子）
たいしやうしゃ 対象者	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学している者で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を受け、直ちに京都府の区域内の病院等における看護師等の業務に従事しようとする意思を有する者
たいよがく 貸与額	月額21,000円（准看護師養成所、高等学校看護科）
しんせいじき 申請時期	4～5月
しんせいしょるい 申請書類	申請書、養成施設の長の推薦書、成績証明書、健康診断書
しはらいじき 支払時期	年4回（6月、9月、12月、3月）
れんたいほしやうにん 連帯保証人	2名必要（うち1名は父母が望ましい。）
へいきゅう 併給	他の奨学金制度を利用している場合は申請不可
へんさいきかん 返済期間	一括又は貸付期間に相当する期間内
もうしこみさき 申込先	該当の看護師等養成施設
たんとうか 担当課	健康福祉部医療課（TEL 075-414-4746・4749）
びこう 備考	返還の免除規定有り （養成施設等を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、引き続き5年間京都府内の返還免除対象施設で業務に従事したとき）

第5編 こうこうせい こうとうせんもんもんがっこうせいとう 高校生・高等専門学校生等のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
生活保護法による高校就学扶助	支給	生活保護法による被保護世帯の子	府保健所、各市福祉事務所	43
府立高等学校授業料減免	免除	次のいずれかに該当する者で、かつ、修学意欲がおう盛であるもの 1 保護者が生活保護法による保護を受けている者 2 経済的事情により、授業料の納入が困難な者又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者 3 災害により著しく生活が困難になった者 4 前3号に掲げるもののほか、教育上特に免除する必要があると認められる者	府立高等学校	44
高等学校奨学金	支給	京都府内の区域内(京都市を除く。)に居住する者で、次のいずれかに該当する者 1 生活保護法による被保護世帯の子(私立高等学校(通信制を除く)に修学する者に限る) 2 市町村民税非課税世帯の子で、以下の世帯に属する者 (1)母子世帯 (2)父子世帯 (3)児童世帯 (4)障害者世帯 (5)長期療養者世帯 (6)知事が特別に認めた(1)～(5)に準ずる世帯	府保健所、府広域振興局	45
京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減補助金	支給	次のいずれにも該当する者 1 京都府内の私立高等学校(全日制、定時制、通信制)に当該年度の10月1日現在在籍している者 2 学費負担者が京都府内に居住し、市(町・村)民税・府民税の課税総所得金額が7,110千円以下である者	私立高等学校	46
過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助金	支給	次の全てに該当する者 1 通学費負担者が京都府内に居住し、生徒が府内の公立高校又は私立高校に通学する者 2 通学費負担者の前年の所得金額が所得基準額に満たない者 3 生徒の交通機関利用距離が片道15km以上で、かつ1箇月の定期券購入費が22,100円を超える者	高等学校	47
母子家庭奨学金等	支給	京都府(京都市を除く。)に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者・高校生(専修学校の高等課程に在籍する者を含む)	府保健所	48

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
交通遺児奨学金等	支給	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った高校生等	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局	49
私立高等専修学校生徒奨学補助金	支給	次のいずれにも該当する者 1 京都市内の私立高等専修学校（修業年限が3年以上の高等課程）に当該年度の10月1日現在在籍する者 2 学費負担者が京都市内に居住し、課税総所得額が7,110千円以下である者	私立高等専修学校	50
定時制及び通信制課程教科書給与	給与	府立高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学する生徒で、次の要件のいずれかに該当する者 1 有識生徒で給与（補助）を希望する者 2 有職生徒以外の生徒のうち、求職中の者や病気等により職に就けない者等で給与（補助）を希望する者	各定時制・通信制課程設置府立高等学校	51
定時制及び通信制課程修学奨励金	貸与（無利子）	府内の公立・私立の高等学校の定時制課程及び通信制課程又は府内に住所を有し、他府県の広域通信制課程に学ぶ生徒で、次の要件のいずれにも該当する者 1 経済的理由により著しく修学が困難な者 2 経済的収入を得る職業に就いている者又はこれと同様の状態にある者 3 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない者	各定時制・通信制課程設置高等学校	52
母子福祉資金貸付金	貸付	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、現に児童を扶養している者	府保健所	53
生活福祉資金貸付金（修学資金）	貸付	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）	市区町村社会福祉協議会（民生委員）	54
高校生等修学支援事業（修学金）	貸与（無利子）	①高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）の生徒 ②生活保護基準の1.5倍以下	府教育庁指導部高校教育課 府文化環境部文教課	55
	利子補給	①高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）の生徒の保護者		
		②上記②基準を超える世帯の主たる生計維持者の年収が旧日本育英会所得基準以下		
高校生等修学支援事業（修学支度金）	貸与（無利子）	①高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）の生徒 ②高等学校等修学金貸与者で主たる生計維持者の年収150万円未満	府教育庁指導部高校教育課 府文化環境部文教課	56
	利子補給	①上記①の保護者 ②上記②の保護者で主たる生計維持者の年収150万円以上		
独立行政法人日本学生支援機構奨学金	貸与（無利子）	高等専門学校に在学する学生で、校長の推薦により採用された者	予約採用：在学している中学校 在学採用：在学している高等専門学校	57

【高校生のために】

よび名（生活保護法による高校就学扶助）

事業名	生活保護法による高校就学扶助																									
事業主体	京都府・市																									
趣旨・目的	生活保護法による被保護世帯の子に対して、高等学校就学に要する入学準備金、学用品費等を支給することにより、世帯の自立更生を図る。																									
貸与・支給	支 給																									
対象者	生活保護法による被保護世帯の子																									
支給額	【高校就学費用の給付内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>費 目</th><th>主な内容</th><th>基準額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td><td>学用品費、通学用品費等</td><td>5,300円</td></tr> <tr> <td>受験料・入学金</td><td>入学考査料・入学金</td><td>公立高校相当額</td></tr> <tr> <td>授業料</td><td>授業料 (府立高校は減免制度を利用)</td><td>公立高校相当額</td></tr> <tr> <td>入学準備金</td><td>制服、カバン、靴等</td><td>61,400円以内</td></tr> <tr> <td>学級費</td><td>学級費、生徒会費</td><td>1,780円以内</td></tr> <tr> <td>通学費</td><td>通学のための交通費</td><td>実費支給</td></tr> <tr> <td>教材費</td><td>教科書、副読本的図書等</td><td>実費支給</td></tr> </tbody> </table>		費 目	主な内容	基準額	基本額	学用品費、通学用品費等	5,300円	受験料・入学金	入学考査料・入学金	公立高校相当額	授業料	授業料 (府立高校は減免制度を利用)	公立高校相当額	入学準備金	制服、カバン、靴等	61,400円以内	学級費	学級費、生徒会費	1,780円以内	通学費	通学のための交通費	実費支給	教材費	教科書、副読本的図書等	実費支給
費 目	主な内容	基準額																								
基本額	学用品費、通学用品費等	5,300円																								
受験料・入学金	入学考査料・入学金	公立高校相当額																								
授業料	授業料 (府立高校は減免制度を利用)	公立高校相当額																								
入学準備金	制服、カバン、靴等	61,400円以内																								
学級費	学級費、生徒会費	1,780円以内																								
通学費	通学のための交通費	実費支給																								
教材費	教科書、副読本的図書等	実費支給																								
申請時期	各福祉事務所等が設定																									
申請書類	各福祉事務所等が定める様式																									
支給時期	各福祉事務所等が設定																									
申し込み先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、各市福祉事務所にお問い合わせください。																									
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）																									
備考																										

【高校生のために】

よび名（ふ りつ こう とう がっ こう じゅ ぎょうりょう げん めん府立高等学校授業料減免）

じ ぎょう めい 事 業 名	府立高等学校授業料減免措置
じ ぎょう しゅ たい 事 業 主 体	京都府教育委員会
しゅ し もく てき 趣 旨 ・ 目 的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、府立高等学校に在学する生徒の修学を援助する。
たい よ し きゅう 貸 与 ・ 支 給	免 除
たい しょう しゃ 対 象 者	次のいずれかに該当する者で、かつ、修学意欲がおう盛であるもの 1 保護者が生活保護法による保護を受けている者 2 経済的事情により、授業料の納入が困難な者又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者 3 災害により著しく生活が困難になった者 4 前3号に掲げるもののほか、教育上特に免除する必要があると認められる者
めん じょ がく 免 除 額	(全日制) 年間 平成18～19年度入学生 115,200円 平成20年度入学生 118,800円 (定時制) 年間 平成17～19年度入学生 14,400円 平成20年度入学生 15,000円
しん せい じ き 申 請 時 期	一次申請：4月中旬（生活保護受給世帯のみ） 二次申請：6月中旬（以降は随時受付）
しん せい しょ るい 申 請 書 類	申請書・所得に関する証明書 等
へい ぎゅう 併 給	高等学校修学援助事業「高等学校奨学金（市町村民税非課税世帯）」の受給者は対象になりません。
もうし こみ さき 申 込 先	府立高等学校
たん とう か 担 当 課	教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5849）
び こう 備 考	

【高校生・高等専門学校生等のために】

こうとう がっ こう しょう がく きん
よび名（高等学校奨学金）

事業名	高等学校修学援護事業																																			
事業主体	京都府																																			
趣旨・目的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯の子の高等学校への進学を促進するとともに、世帯の自立助長を図る。																																			
貸与・支給	支 給																																			
対象者	京都府内の区域内（京都市を除く。）に居住する者で、次のいずれかに該当する者 1 生活保護法による被保護世帯の子（私立高等学校（通信制を除く）に修学する者に限る） 2 市町村民税非課税世帯の子で、以下の世帯に属する者 （1）母子世帯（2）父子世帯（3）児童世帯（4）障害者世帯（5）長期療養者世帯（6）知事が特別に認めた（1）～（5）に準ずる世帯 （注）（1）（2）（3）については、世帯員の年齢要件があります。（4）については、障害の程度要件があります。																																			
支給額	〔生活保護世帯の子〕 <table><tr><td></td><td></td><td>奨 学 金</td><td>入学支度金</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>全日制</td><td>月19,000円</td><td>110,000円</td></tr><tr><td>定時制</td><td>月10,000円</td><td>69,000円</td></tr></table> 〔市町村民税非課税世帯の子〕 <table><tr><td></td><td></td><td>奨 学 金</td><td>入学支度金</td></tr><tr><td rowspan="2">国公立</td><td>全日制・定時制</td><td>月14,000円</td><td>63,000円</td></tr><tr><td>高専</td><td>月16,000円</td><td>63,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">私 立</td><td>全日制</td><td>月33,000円</td><td>178,000円</td></tr><tr><td>定時制</td><td>月24,000円</td><td>137,000円</td></tr><tr><td colspan="2">通信制</td><td>月9,000円</td><td>45,000円</td></tr></table>					奨 学 金	入学支度金	私 立	全日制	月19,000円	110,000円	定時制	月10,000円	69,000円			奨 学 金	入学支度金	国公立	全日制・定時制	月14,000円	63,000円	高専	月16,000円	63,000円	私 立	全日制	月33,000円	178,000円	定時制	月24,000円	137,000円	通信制		月9,000円	45,000円
		奨 学 金	入学支度金																																	
私 立	全日制	月19,000円	110,000円																																	
	定時制	月10,000円	69,000円																																	
		奨 学 金	入学支度金																																	
国公立	全日制・定時制	月14,000円	63,000円																																	
	高専	月16,000円	63,000円																																	
私 立	全日制	月33,000円	178,000円																																	
	定時制	月24,000円	137,000円																																	
通信制		月9,000円	45,000円																																	
申請時期	〔生活保護世帯の子〕 第1次申請：2月 以降は随時 〔市町村民税非課税世帯の子〕 第1次申請（新1年生のみ）：2月 第2次申請：6月 以降は随時																																			
申請書類	〔生活保護世帯の子〕 支給申請書、在学証明書、生活保護受給証明書等 〔市町村民税非課税世帯の子〕 支給申請書、在学証明書、市町村民税非課税証明書 身体障害者世帯にあつては、身体障害者手帳の写し又は年金証書の写し 長期療養者世帯にあつては、医師の診断書等																																			
支給時期	生活保護世帯の子 市町村民税非課税世帯の子 第1期分（4月から7月まで） 4月 4月又は7月 第2期分（8月から11月まで） 8月 8月 第3期分（12月から3月まで） 12月 12月																																			
併給	○次の給付等を受ける場合は、支給額を調整（減額）することがある。 母子家庭奨学金、交通遺児奨学金 府立高等学校授業料減免（市町村民税非課税世帯の子のみ）、 府立高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金（市町村民税非課税世帯の子のみ）																																			
申込先 と 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、府広域振興局にお問い合わせください。																																			
担当課	健康福祉部福祉・援護課（TEL 075-414-4557・4558）																																			
備考																																				

【私立高校生のために】

よび名（きょうと ふ ない し りつ こうとう がっこう ざいせき せい と がく京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学 ひ けいげん ほ じょ きん費軽減補助金）

じ ぎょう めい 事業名	京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学費軽減補助金
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	京都府
しゅ し もく てき 趣旨・目的	京都府内の私立高等学校に在籍する生徒の学費負担者の教育費負担を軽減する。
たい よ し きゅう 貸与・支給	支 給
たい しょう しゃ 対象者	次のいずれにも該当する者 1 京都府内の私立高等学校（全日制、定時制、通信制）に当該年度の10月1日現在在籍している者 2 学費負担者が京都府内に居住し、市（町・村）民税・府民税の課税総所得金額が7,110千円以下である者
し きゅう がく 支給額	年間 48,000円（通信制17,000円） ただし、学校へ実際に支払う授業料の年額から京都府立高等学校授業料年額相当額を差し引いた額が48,000円（通信制17,000円）未満の場合は、その差額
しん せい じ き 申請時期	9月～10月頃
しん せい しょ るい 申請書類	申請書、所得を証明する書類
し きゅう じ き 支給時期	12月～翌年1月頃
へい 併	きゅう 給
もうし こみ さき 申込先	私立高等学校
たん とう か 担当課	文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）
び こう 備考	平成20年度については、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県、三重県及び福井県の私立高等学校（全日制、定時制）の第2学年又は第3学年に平成20年10月1日現在在籍している者に対しても京都府内の私立高等学校在籍者と同様に支給。

【高校生のために】

よび名（過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助金）

事業名	過疎地域等に居住する高等学校生徒通学費補助事業
事業主体	京都府教育委員会（公立高校）・京都府（私立高校）
趣旨・目的	過疎地域等から通学する高等学校生徒の通学に要する経費の保護者負担を軽減し、もって教育の機会均等を図る。
貸与・支給	支 給
対象者	次の全てに該当する者 1 通学費負担者が京都府内に居住し、生徒が府内の公立高校又は私立高校に通学する者 2 通学費負担者の前年の所得金額が所得基準額に満たない者 3 生徒の交通機関利用距離が片道15km以上で、かつ1箇月の定期券購入費が22,100円を超える者
支給額	1 該当者が1人の場合 $(1\text{箇月定期代}-22,100\text{円}) \times 1/2$ 2 該当者が2人の場合 1人分につき $(1\text{箇月定期代}-16,500\text{円}) \times 1/2$ ※ただし、2人の1箇月定期代合計額が55,400円未満の場合は、別途調整あり
申請時期	原則6～7月（年度途中で対象となった場合はその都度）
申請書類	申請書・所得に関する証明書
支給時期	9月及び2～3月に、それぞれの当該月分までを支給 ※年度途中の申請のときは、申請日の翌月分からの支給となる。
併給	制限なし
申込先	高等学校
担当課	公立高校：教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5849） 私立高校：文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）
備考	

【高校生・高等専門学校生等のために】

よび名（母子家庭奨学金等）

事業名	母子家庭奨学金等支給事業			
事業主体	京都府			
趣旨・目的	母子家庭の福祉を推進するため、教育又は養育に要する経費を支給する。			
貸与・支給	支 給			
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、次に掲げる児童を扶養している者 ・高校生（専修学校の高等課程に在籍する者を含む）			
支給額	奨学金 64,000円（年額） 高等学校入学支度金 35,000円（申請年度の4月1日において支給対象者であって、4月～5月に申請を行った者に限る。）			
申請時期 及び 支給時期	申請月	区 分	支給対象期間	支給日
	4～5月	申請年度の4月1日現在、支給対象者である者	当該年度4月～3月	8月末
		申請年度の4月2日以降、支給対象者である者	申請月の翌月～当該年度3月	
	6～2月	すべての申請者	申請月の翌月～当該年度3月	10月～3月
申請書類	○申請書 ○支給対象者であることの証明 ：母子福祉推進員又は民生・児童委員の証明（申請書中証明欄） 及び市町村長の証明（申請書中証明欄） ○在学証明 ：学校長の証明（申請書の証明欄または在学証明書）			
併給	次の制度との併給不可 ○高等学校奨学金等 ○交通遺児奨学金等			
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）			
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）			
備考	毎年度申請が必要です。			

【高校生・高等専門学校生等のために】

よび名（こう つう い じ しょう がく きん とう交通遺児奨学金等）

じ ぎょう めい 事業名	交通遺児奨学金等支給事業
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	京都府
しゅ し もく てき 趣旨・目的	交通事故により親等を失った児童又は生徒に、精神的かつ経済的援助を与え、その健全な育成を図る。
たい よ し きゅう 貸与・支給	支 給
たい しょう しゃ 対象者	府内（京都市含む。）に居住する交通事故により親等を失った高校生等
し きゅう がく 支給額	奨 学 金 64,000円（年額） 高等学校入学支度金 35,000円
しん せい じ き 申請時期	5月末日（以降は随時受付（ただし、翌年2月末日まで））
しん せい しょ るい 申請書類	交通遺児奨学金等支給申請書
し きゅう じ き 支給時期	7月末日 （6月以降に申請の場合は、申請のあった日の属する月の翌月の末日）
へい きゅう 併給	母子家庭奨学金等、高等学校奨学金等及び高等学校等修学資金との併給は不可
もうし ごみ さき 申込先	府安心・安全まちづくり推進課、府広域振興局
たん とう か 担当課	府民生活部安心・安全まちづくり推進課（TEL 075-414-4367）
び こう 備考	

【私立高等専修学校生のために】

よび名（私立高等専修学校生徒奨学補助金）

し 事 業 名	私立高等専修学校生徒奨学補助金
し 事 業 主 体	京都府
しゅ 趣 旨 ・ 目 的	私立高等専修学校に在籍する生徒の奨学と保護者の教育費負担の軽減を図る。
たい 貸 与 ・ 支 給	支 給
たい 対 象 者	次のいずれにも該当する者 1 京都府内の私立高等専修学校（修業年限が3年以上の高等課程）に当該年度の10月1日現在在籍する者 2 学費負担者が京都府内に居住し、課税総所得額が7,110千円以下である者
し 支 給 額	年間18,000円
しん 申 請 時 期	9月～10月頃
しん 申 請 書 類	申請書、所得を証明する書類
し 支 給 時 期	12月頃
へい 併 給	
もうし 申 込 先	私立高等専修学校
たん 担 当 課	文化環境部文教課（TEL 075-414-4520）
び 備 考	

【高校生のために】

よび名（定時制及び通信制課程教科書給与）

じ ぎょう めい 事 業 名	京都府立高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与 (補助) 事業
じ ぎょう しゅ たい 事 業 主 体	京都府教育委員会
しゅ し もく てき 趣 旨 ・ 目的	勤労青少年の高等学校定時制課程又は通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障する。
たい よ し ぎゅう 貸 与 ・ 支 給	給 与
たい しょう しゃ 対 象 者	府立高等学校の定時制課程若しくは通信制課程に在学する生徒で、次の要件のいずれかに該当する者 1 有職生徒で給与（補助）を希望する者 2 有職生徒以外の生徒のうち、求職中の者や病気等により職に就けない者等で給与（補助）を希望する者
ない よう 内 容	教科書（通信制課程は学習書を含む。）を無償給与
しん せい じ き 申 請 時 期	4月（年度途中で対象となった場合はその都度）
しん せい しょ るい 申 請 書 類	申請書・要件該当証明書
きゅう よ じ き 給 与 時 期	4月 (年度途中で対象となった者には、原則9月又は3月に補助金交付)
へい ぎゅう 併 給	制限なし
もうし こみ さき 申 込 先	各定時制・通信制課程設置府立高等学校
たん どう か 担 当 課	教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5849）
び こう 備 考	

【高校生のために】

よび名（定時制及び通信制課程修学奨励金）

事業名	京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与事業													
事業主体	京都府教育委員会（公立高校）・京都府（私立高校）													
趣旨・目的	勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障する。													
貸与・支給	貸 与（無利子）													
対象者	府内の公立・私立の高等学校の定時制課程及び通信制課程又は府内に住所を有し、他府県の広域通信制課程に学ぶ生徒で、次の要件のいずれにも該当する者 1 経済的理由により著しく修学が困難な者 2 経済的収入を得る職業に就いている者又はこれと同様の状態にある者 3 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金を貸与されていない者													
貸与額	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">学年(次) \ 課程</th><th>定時制課程</th><th>通信制課程</th></tr> <tr> <td rowspan="2">1～4年(次)</td><td>公立</td><td>14,000円/月</td><td>14,000円/月</td></tr> <tr> <td>私立</td><td>29,000円/月</td><td>14,000円/月</td></tr> </table>			学年(次) \ 課程		定時制課程	通信制課程	1～4年(次)	公立	14,000円/月	14,000円/月	私立	29,000円/月	14,000円/月
学年(次) \ 課程		定時制課程	通信制課程											
1～4年(次)	公立	14,000円/月	14,000円/月											
	私立	29,000円/月	14,000円/月											
申請時期	原則4～6月（年度途中で対象となった場合はその都度）													
申請書類	申請書・学校長の推薦書・所得に関する証明書・在職証明書又は雇用保険受給資格者証等・法定代理人の同意書（申請者が未成年の場合のみ）													
支払時期	原則7月、11月、3月に当該月分までを貸与													
連帯保証人	2名													
併給	独立行政法人日本学生支援機構奨学金との併給不可													
返済期間	貸与の取消等が生じた月の翌月から6箇月経過後、一括又は貸付期間に相当する期間内													
返還免除	高等学校の定時制課程又は通信制課程を卒業したとき													
申込先	各定時制・通信制課程設置高等学校													
担当課	公立高校：教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5849） 私立高校：文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）													
備考	高等学校在学中は返還が猶予されます。													

【高校生・高等専門学校生等のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）

事業名	母子福祉資金貸付金																																																																													
事業主体	京都府																																																																													
趣旨・目的	母子家庭の児童が修学するために必要な資金について貸付を行い、修学を支援することにより児童の福祉を増進する。																																																																													
貸与・支給	貸 付																																																																													
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって現に児童を扶養している者																																																																													
貸与額	修学資金（無利子貸付） 単位 円 <table><tr><th colspan="3">学校等種別</th><th>学年別 (月額)</th><th>1年</th><th>2年</th><th>3年</th><th>4年</th><th>5年</th></tr><tr><td rowspan="4">高専等学校 (高等課程)</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td></td><td>18,000以内</td><td>18,000以内</td><td>18,000以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td></td><td>23,000以内</td><td>23,000以内</td><td>23,000以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅通学</td><td></td><td>30,000以内</td><td>30,000以内</td><td>30,000以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td></td><td>35,000以内</td><td>35,000以内</td><td>35,000以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">高等専門学校</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td></td><td>21,000以内</td><td>21,000以内</td><td>21,000以内</td><td>44,000以内</td><td>44,000以内</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td></td><td>22,500以内</td><td>22,500以内</td><td>22,500以内</td><td>50,000以内</td><td>50,000以内</td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅通学</td><td></td><td>32,000以内</td><td>32,000以内</td><td>32,000以内</td><td>52,000以内</td><td>52,000以内</td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td></td><td>35,000以内</td><td>35,000以内</td><td>35,000以内</td><td>59,000以内</td><td>59,000以内</td></tr></table>							学校等種別			学年別 (月額)	1年	2年	3年	4年	5年	高専等学校 (高等課程)	国公立	自宅通学		18,000以内	18,000以内	18,000以内			自宅外通学		23,000以内	23,000以内	23,000以内			私立	自宅通学		30,000以内	30,000以内	30,000以内			自宅外通学		35,000以内	35,000以内	35,000以内			高等専門学校	国公立	自宅通学		21,000以内	21,000以内	21,000以内	44,000以内	44,000以内	自宅外通学		22,500以内	22,500以内	22,500以内	50,000以内	50,000以内	私立	自宅通学		32,000以内	32,000以内	32,000以内	52,000以内	52,000以内	自宅外通学		35,000以内	35,000以内	35,000以内	59,000以内	59,000以内
学校等種別			学年別 (月額)	1年	2年	3年	4年	5年																																																																						
高専等学校 (高等課程)	国公立	自宅通学		18,000以内	18,000以内	18,000以内																																																																								
		自宅外通学		23,000以内	23,000以内	23,000以内																																																																								
	私立	自宅通学		30,000以内	30,000以内	30,000以内																																																																								
		自宅外通学		35,000以内	35,000以内	35,000以内																																																																								
高等専門学校	国公立	自宅通学		21,000以内	21,000以内	21,000以内	44,000以内	44,000以内																																																																						
		自宅外通学		22,500以内	22,500以内	22,500以内	50,000以内	50,000以内																																																																						
	私立	自宅通学		32,000以内	32,000以内	32,000以内	52,000以内	52,000以内																																																																						
		自宅外通学		35,000以内	35,000以内	35,000以内	59,000以内	59,000以内																																																																						
就学支度資金																																																																														
高等学校 高等専門学校 専修学校（高等課程） に入学				国公立	自宅通学	75,000円以内（無利子貸付）																																																																								
					自宅外通学	85,000円以内（無利子貸付）																																																																								
				私立	自宅通学	410,000円以内（無利子貸付）																																																																								
					自宅外通学	420,000円以内（無利子貸付）																																																																								
貸付相談時期	貸付についての相談は進路を検討される時期（9月）から受付ます。 早めに府保健所福祉室に御相談ください。																																																																													
申請書類	申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類等																																																																													
貸付開始	貸付決定し、借用書等の提出後																																																																													
連帯保証人	必要																																																																													
併給	独立行政法人日本学生支援機構奨励金及び生活福祉資金（修学資金）、高校生等修学支援事業との併給不可																																																																													
返済	卒業後6箇月の据置期間後																																																																													
申し込み と 問い合わせ	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）																																																																													
担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） （TEL 075-414-4585）																																																																													
備考																																																																														

【高校生・高等専門学校生等のために】

よび名（生活福祉資金貸付金（修学資金））

事業名	生活福祉資金貸付事業				
事業主体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会				
趣旨・目的	低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を支援する。				
貸与・支給	貸 付				
対象者	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）				
貸与額				自 宅	自宅外
	修学費	高校	国公立	18,000円/月以内	23,000円/月以内
			私 立	30,000円/月以内	35,000円/月以内
		高専	国公立	21,000円/月以内	22,500円/月以内
			私 立	32,000円/月以内	35,000円/月以内
	就学支度費	学校種別等を問わず500,000円以内			
注1 高校には専修学校高校課程を含む。 注2 修学費の貸与額は、1年生の月額					
申請時期	修 学 費：随時 就学支度費：市区町村社会福祉協議会の申請書受付日が当該年の4月末日までのもの				
申請書類	借入申込書、民生委員調査書、所得証明書、在学証明書、合格通知書の写し、必要経費見積書				
支払時期	貸付決定し、借用書等の提出後（6か月分ずつ）				
連帯保証人	原則1名以上（ただし、修学者が借受人で、生計中心者が連帯借受人になる場合は省略できる。）				
併給	高校生等修学支援事業・独立行政法人日本学生支援機構等他の奨学金制度を優先し、その「つなぎ資金」として貸し付ける。ただし、高校生等修学支援事業等他の奨学金制度の貸付が受けられなかった場合は、継続して貸し付ける。				
返済期間	卒業後6箇月以内の据置期間後、貸付期間の2倍以内の期間 就学支度費は卒業後6箇月以内の据置期間後、8年以内の期間				
申込先	市区町村社会福祉協議会（民生委員）				
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）				
備考					

【高校生等のために】

よび名（高校生等修学支援事業（修学金））

事業名	高校生等修学支援事業（修学金）	
事業主体	高等学校等修学金貸与制度	修学支援特別融資利子補給制度
趣旨・目的	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学金の貸与等により、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資する。	
貸与・支給	貸与（無利子）	利子補給
対象者	○高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）の生徒 ○生活保護基準の1.5倍以下	○高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）の生徒の保護者 ○左記基準を超える世帯の主たる生計維持者の年収が旧日本育英会所得基準以下
貸与額	国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内 ※自宅外は5,000円加算	【金融機関の融資限度額】 国公立 一括 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
申請時期	中学3年生予約 新入学生（予約していない方） 随時受付（申請日の翌月分から貸与）	9月～12月（在学している） 4月～5月中旬（学校へ申請） 5月～ ・府から融資申込資格認定証を交付 ・金融機関へ融資申込 翌年度6月 府へ利子補給申請
申請書類	申請書・所得に関する証明書	申請書・所得に関する証明書 （金融機関へ融資申込時に、府発行の融資申込資格認定証等必要）
支払時期	4月（4月分～8月分） 9月（9月分～12月分） 1月（1月分～3月分）	・金融機関から融資 一括 入学年度の5月～ 分割 申請年度の5月～及び 次年度以降4月～ ・府から利子補給 申請年度の8月
連帯保証人	1名	連帯保証人は不要だが、保証（手数料）自己負担
返済期間	貸与終了後、20年以内（返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資の翌月から最長7年以内（3年以内の元金据置も可能）
併給	特別支援学校の就学奨励費、母子及び寡婦福祉資金修学資金等、国・府等が貸与又は支給する同種の奨学金との併給不可	
申込先	教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5856） 文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）	
備考		

【高校生等のために】

ようび名 (高校生等修学支援事業 (修学支度金))

事業名	高校生等修学支援事業 (修学支度金)	
	高等学校等修学支度金貸与制度	修学支度金特別融資利子補給制度
事業主体	京都府	
趣旨・目的	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学支度金の貸与等により、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資する。	
貸与・支給	貸与 (無利子)	利子補給
対象者	○高等学校、中等教育学校 (後期課程)、特別支援学校 (高等部)、高等専門学校、専修学校 (高等課程) の生徒 ○高等学校等修学金貸与者で主たる生計維持者の年収150万円未満	○同左の保護者 ○同左の保護者で主たる生計維持者の年収150万円以上
貸与額	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額	【融資額】 同 左
申請時期	中学3年生予約 新入学生 (予約していない方)	9月～12月 (在学している) 4月～5月中旬 (学校へ申請) 4月～6月 ・府から融資申込資格認定証を交付 ・金融機関へ融資申込 翌年度6月 府へ利子補給申請
申請書類	申請書	申請書 (金融機関へ融資申込時に、府発) 行の融資申込資格認定証等必要)
支払時期	4月下旬～6月中旬	金融機関から融資 4月中旬～6月中旬 府から利子補給 申請年度の8月
連帯保証人	1名	連帯保証人は不要だが、保証 (手数) 料自己負担
返済期間	修学金貸与終了後7年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後7年以内)	融資の翌月から7年以内 (3年以内の元金据置も可能)
併給	特別支援学校の就学奨励費、母子及び寡婦福祉資金就学支度資金等、国・府等が貸与又は支給する同種の奨学金との併給不可	
申込先	教育庁指導部高校教育課 (TEL 075-414-5856) 文化環境部文教課 (TEL 075-414-4518)	
備考	平成20年度入学生に適用	

【高等専門学校生のために】

どくりつ ぎょうせい ほうじん に ほんがく せい し えん き こうしょうがく きん
よび名（独立行政法人日本学生支援機構奨学金）

事業名	第一種奨学金						
事業主体	独立行政法人日本学生支援機構						
趣旨・目的	優れた学生で経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与する。						
貸与・支給	貸 与（無利子）						
対象者	高等専門学校に在学する学生で、校長の推薦により採用された者						
貸与額	無利子貸与奨学金（第一種）						
	月額（単位：円）						
	入学年度	年次	国・公立		私 立		
			自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	
		20	1	21,000	22,500	32,000	35,000
		19	2	21,000	22,500	32,000	35,000
		18	3	21,000	22,500	32,000	35,000
		17	4	45,000	51,000	53,000	60,000
16	5	44,000	50,000	52,000	59,000		
申請時期	予約採用：進学する前年の秋 在学採用：4月頃						
申請書類	確認書、所得証明書等						
支払時期	原則として毎月						
連帯保証人	1名（返還誓約書提出時は保証人を含めて2名。なお、保証料を支払うことで保証機関の保証を受けられる機関保証制度もあります。人的保証制度を利用するか、機関保証制度を利用するかは申込者の任意です。）						
返済期間	貸与総額により決定（20年以内）						
申込先	予約採用：在学している中学校 在学採用：在学している高等専門学校						
備 考	問合せ先：在学している学校 参考：日本学生支援機構ホームページ http://www.jasso.go.jp/						

第 6 編 こうこうそつぎょうせい 高校卒業生のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
生活保護法による就職支度費	支給	生活保護法による被保護世帯の子	府保健所・各市福祉事務所	61
技能修得資金・入所支度金	支給	京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する世帯のうち、経済的理由により技能修得が困難な世帯の子が、高等学校卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師及び准看護師学校養成所を除く）に入所する場合、次のいずれかに該当する者 1 生活保護受給世帯の子 2 経済的理由により技能修得が困難な世帯の子（属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内）	府保健所・府広域振興局	62
職業訓練支援制度	支給	公共職業安定所の受講指示により公共職業能力開発施設で訓練を受ける者	公共職業能力開発施設	63
障害者等職場適応訓練手当	支給	公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した障害者等で就職が困難な者	居住地を管轄する公共職業安定所	64
技能者育成資金	貸与	公共職業能力開発施設に入校した者で、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者（訓練手当受給者を除く。）	公共職業能力開発施設	65
看護師等修学資金	貸与（無利子）	保健師、助産師、看護師および准看護師の養成施設に在学している者で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を受け、直ちに京都府の区域内の病院等において看護師等の業務に従事しようとする意思を有する者	該当の看護師等の養成施設	66
母子福祉資金貸付金	貸付	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって、現に児童を扶養している者	府保健所	67
生活福祉資金貸付金（修学資金）	貸付	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）	市区町村社会福祉協議会（民生委員）	69
独立行政法人日本学生支援機構奨学金〔第一種〕	貸与（無利子）	学校教育法による短期大学・大学（学部）・大学院・専修学校（専門課程）に在学する学生で、校長の推薦により採用された者	予約採用：在学している高等学校等 在学採用：在学している大学・短大・専修学校（専門課程）等	70
独立行政法人日本学生支援機構奨学金〔第二種〕	貸与（有利子）	学校教育法による高等専門学校、短期大学・大学（学部）・大学院・専修学校（専門課程）に在学する学生で、校長の推薦により採用された者	予約採用：在学している高等学校等 在学採用：在学している大学・短大・専修学校（専門課程）等	71

【高校卒業生のために】

よび名（生活保護法による就職支度費）

事業名	生活保護法による就職支度費		
事業主体	京都府・市		
趣旨・目的	就職が確定した場合の支度費（洋服類、履物等の購入費）を支給することにより、世帯の自立更生を図る。		
貸与・支給	支給		
対象者	生活保護法による被保護世帯の子		
支給額	<table border="1"> <tr> <td>就職支度費</td><td>28,000円以内</td></tr> </table>	就職支度費	28,000円以内
就職支度費	28,000円以内		
申請時期	各福祉事務所等が設定		
申請書類	各福祉事務所等が定める様式		
支給時期	各福祉事務所等が設定		
申込先 問い合わせ先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、各市福祉事務所にお問い合わせください。		
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）		
備考			

【高校卒業生のために】

よび名（技能修得資金・入所支度金）

事業名	技能修得援護事業										
事業主体	京都府										
趣旨・目的	経済的な理由により技能の修得が困難な者に対し、技能修得資金を支給することにより、世帯の自立更生を図る。										
貸与・支給	支 給										
対象者	京都府の区域（京都市の区域を除く。）に居住する世帯のうち、経済的理由により技能修得が困難な世帯の子が、高等学校卒業後、引き続いて技能修得施設（看護師及び準看護師学校養成所を除く）に入所する場合で、次のいずれかに該当する者 1 生活保護受給世帯の子 2 経済的理由により技能修得が困難な世帯の子 （属する世帯の総収入が生活保護基準の1.8倍以内）										
支給額	<table><tr><td>施設の種別</td><td>技能修得資金</td><td>入所支度金</td></tr><tr><td>公共職業能力開発施設（府立京都高等技術専門学校等）</td><td>5,000円/月</td><td rowspan="2">55,000円</td></tr><tr><td>実技学校（各種専門学校・専修学校等）</td><td>24,000円/月</td></tr></table>			施設の種別	技能修得資金	入所支度金	公共職業能力開発施設（府立京都高等技術専門学校等）	5,000円/月	55,000円	実技学校（各種専門学校・専修学校等）	24,000円/月
施設の種別	技能修得資金	入所支度金									
公共職業能力開発施設（府立京都高等技術専門学校等）	5,000円/月	55,000円									
実技学校（各種専門学校・専修学校等）	24,000円/月										
申請時期	・ 1次申請：3月中旬 ・ 2次申請：4月中旬（以降は随時受付）										
申請書類	申請書、在学（籍）証明書、収入状況が確認できる書類等										
支給時期	・ 第1期分：4月下旬（1次申請分）5月下旬（2次申請分） ・ 第2期分：8月 ・ 第3期分：12月 ※1 2次申請以降の随時受付分については、その都度支給 ※2 入所支度金は、4月又は5月に全額支給										
併給	他の類する給付等を受ける場合は、支給額を減額することがある。										
申込先 お問い合わせ	詳しくは、お住まいの地域の府保健所（P.2参照）、府広域振興局にお問い合わせください。										
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）										
備考											

【高校卒業生のために】

よび名（しよく ぎよう くん れん し えん せい ど職業訓練支援制度）

じ ぎよう めい 事業名	職業訓練支援事業
じ ぎよう しゅ たい 事業主体	京都府・国
しゅ し もく てき 趣旨・目的	公共職業能力開発施設の職業訓練を受ける母子家庭の母、中国帰国者等に対して、訓練期間中の生活援護を図るために、訓練手当を支給する。
たい よ し きゆう 貸与・支給	支 給
たい しょう しゃ 対象者	公共職業安定所の受講指示により公共職業能力開発施設で訓練を受ける者
し きゆう がく 支給額	基本手当 日額3,530円 技能習得手当 受講手当日額500円、通所手当当月額(限度額)42,500円
しん せい じ き 申請時期	入校時
しん せい しょ るい 申請書類	訓練手当等受給資格認定申請書、職業訓練受講指示書
し きゆう じ き 支給時期	翌月15日
もうし こみ さき 申込先	公共職業能力開発施設
たん とう か 担当課	商工労働観光部ものづくり振興課（TEL 075-414-5101）
び こう 備考	

【高校卒業生のために】

よび名（しょうがいしゃとうしょくばてきおうくんれんてあて障害者等職場適応訓練手当）

じ 事業名	障害者等職場適応訓練		
じ 事業主体	京都府		
しゅ 趣旨・目的	就職が困難な障害者等に対して、事業所において、その事業所の業務に係る作業についての訓練を実施し、作業環境に適応することを促進する。		
たい 貸与・支給	支 給		
たい 対 象 者	公共職業安定所長が訓練を受けることを指示した障害者等で就職が困難な者		
し 支給額	基本手当 日額 3,530円 技能習得手当 受講手当 日額 500円 通所手当 月（限度額） 42,500円		
しん 申請時期	随時（公共職業安定所において事業主との結び付けを行う。）		
しん 申請書類	職場適応訓練受講申込書（通所届）		
し 支給時期	一般職場適応訓練は1暦月終了後、短期職場適応訓練は訓練終了後の職場適応訓練実施状況報告書の提出があった日から15日以内		
へい 併 給	なし		
もうし 申込み先	居住地を管轄する公共職業安定所		
たん 担当課	商工労働観光部総合就業支援室（TEL 075-682-8918）		
び 備 考			

【高校卒業生のために】

よび名（ぎ のう しゃ いく せい し きん技能者育成資金）

じ ぎょう めい 事業名	技能者育成資金
じ ぎょう しゅ たい 事業主体	独立行政法人雇用・能力開発機構
しゅ し もく てき 趣旨・目的	優れた技術者を育成するための一助として、3月以上の公共職業能力開発施設の訓練を受ける者のうち、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者に対し、貸付を行う。
たい よ し きゅう 貸与・支給	貸 与
たい しょう しゃ 対象者	公共職業能力開発施設に入校した者で、経済的理由により職業訓練を受けることが困難な者（訓練手当受給者を除く。）
たい よ がく 貸与額	月額 18,200円～26,100円
しん せい じ き 申請時期	入校時
しん せい しょ るい 申請書類	育成資金借受申請書、所得証明書等
し はらい じ き 支払時期	毎月
れん たい ほ しょう にん 連帯保証人	成人者の勤労者
へん さい き かん 返済期間	16年以内
もうし こみ さき 申込先	公共職業能力開発施設
と あわ さき 問い合わせ先	独立行政法人雇用・能力開発機構（TEL 045-683-5450）
び こう 備考	

【高校卒業生のために】

よび名（かんごしとうしゅうがくしきん看護師等修学資金）

じぎょうめい 事業名	京都府看護師等修学資金貸与事業
じぎょうしゅたい 事業主体	京都府
しゅし・もくてき 趣旨・目的	保健師、助産師、看護師及び准看護師の確保と質の向上を図るため、将来、府の区域内において看護師等の業務に従事しようとする者で、経済的理由により就学困難な者に対し、修学資金を貸与する。
たいよしきゅう 貸与・支給	貸 与（無利子）
たいしょうしゃ 対象者	保健師、助産師、看護師及び准看護師の養成施設に在学している者で、養成施設を卒業後1年以内に看護師等の免許を受け、直ちに京都府の区域内の病院等における看護師等の業務に従事しようとする意思を有する者
たいよがく 貸与額	月額32,000円（地方公共団体又は独立行政法人国立病院機構が設置する養成施設） 月額36,000円（民間が設置する養成施設）
しんせいじき 申請時期	4～5月
しんせいしゅるい 申請書類	申請書、養成施設の長の推薦書、成績証明書、健康診断書
しはらいじき 支払時期	年4回（6月、9月、12月、3月）
れんたいほしょうにん 連帯保証人	2名必要（うち1名は父母が望ましい。）
へいきゅう 併給	他の奨学金制度を利用している場合は申請不可
へんさいきかん 返済期間	一括又は貸付期間に相当する期間内
もうしこみさき 申込先	該当の看護師等養成施設
たんとうか 担当課	健康福祉部医療課（TEL 075-414-4746・4749）
びこう 備考	返還の免除規定有り （養成施設等を卒業後1年以内に看護師等の免許を取得し、引き続き5年間京都府内の返還免除対象施設で業務に従事したとき）

【高校卒業生のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）－1

事業名	母子福祉資金貸付金																																																																												
事業主体	京都府																																																																												
趣旨・目的	母子家庭の児童が修学・修業するために必要な資金について貸付を行い、修学を支援することにより児童の福祉を増進する。																																																																												
貸与・支給	貸付																																																																												
対象者	京都府（京都市を除く。）に居住する母子家庭の母であって現に児童を扶養している者																																																																												
貸与額	修学資金（無利子貸付） 単位 円 <table><tr><th colspan="3">学校等種別</th><th colspan="2">学年別（月額）</th><th>1年</th><th>2年</th><th>3年</th><th>4年</th></tr><tr><td rowspan="4">短期専修学校（専門課程） 大学</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>45,000以内</td><td>45,000以内</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>51,000以内</td><td>51,000以内</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅通学</td><td>53,000以内</td><td>53,000以内</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>60,000以内</td><td>60,000以内</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">大学</td><td rowspan="2">国公立</td><td>自宅通学</td><td>45,000以内</td><td>45,000以内</td><td>44,000以内</td><td>44,000以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>51,000以内</td><td>51,000以内</td><td>50,000以内</td><td>50,000以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">私立</td><td>自宅通学</td><td>54,000以内</td><td>54,000以内</td><td>53,000以内</td><td>53,000以内</td><td></td><td></td></tr><tr><td>自宅外通学</td><td>64,000以内</td><td>64,000以内</td><td>63,000以内</td><td>63,000以内</td><td></td><td></td></tr></table>						学校等種別			学年別（月額）		1年	2年	3年	4年	短期専修学校（専門課程） 大学	国公立	自宅通学	45,000以内	45,000以内					自宅外通学	51,000以内	51,000以内					私立	自宅通学	53,000以内	53,000以内					自宅外通学	60,000以内	60,000以内					大学	国公立	自宅通学	45,000以内	45,000以内	44,000以内	44,000以内			自宅外通学	51,000以内	51,000以内	50,000以内	50,000以内			私立	自宅通学	54,000以内	54,000以内	53,000以内	53,000以内			自宅外通学	64,000以内	64,000以内	63,000以内	63,000以内		
学校等種別			学年別（月額）		1年	2年	3年	4年																																																																					
短期専修学校（専門課程） 大学	国公立	自宅通学	45,000以内	45,000以内																																																																									
		自宅外通学	51,000以内	51,000以内																																																																									
	私立	自宅通学	53,000以内	53,000以内																																																																									
		自宅外通学	60,000以内	60,000以内																																																																									
大学	国公立	自宅通学	45,000以内	45,000以内	44,000以内	44,000以内																																																																							
		自宅外通学	51,000以内	51,000以内	50,000以内	50,000以内																																																																							
	私立	自宅通学	54,000以内	54,000以内	53,000以内	53,000以内																																																																							
		自宅外通学	64,000以内	64,000以内	63,000以内	63,000以内																																																																							
就学支度資金（無利子貸付）																																																																													
大学 短期大学 専修学校（専門課程） に入学			国公立	自宅通学	370,000円以内（無利子貸付）																																																																								
				自宅外通学	380,000円以内（無利子貸付）																																																																								
			私立	自宅通学	580,000円以内（無利子貸付）																																																																								
				自宅外通学	590,000円以内（無利子貸付）																																																																								
修業施設に入所				自宅通学	90,000円以内（無利子貸付）																																																																								
				自宅外通学	100,000円以内（無利子貸付）																																																																								
修業資金				月	50,000円以内（無利子貸付）																																																																								
就職支度資金				1回につき	100,000円以内（無利子貸付）																																																																								

【高校卒業生のために】

よび名（母子福祉資金貸付金）－2

かし つけ そう だん し き 貸付相談時期	貸付についての相談は進路を検討される時期（8月）から受付ます。 早めに府保健所福祉室に御相談ください。
しん せい しょ るい 申請書類	申請書・戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書・世帯全員の住民票・所得（収入）を証明する書類等
かし つけ かい し 貸付開始	貸付決定し、借用書等の提出後
れん たい ほ しょう にん 連帯保証人	必要
へい ぎゅう 併給	独立行政法人日本学生支援機構奨学金、同種の生活福祉資金との併給不可
へん さい 返済	修学資金 卒業後6箇月の据置期間後 就学支度資金 卒業後6箇月の据置期間後 修業資金 知識技能習得後1年の据置期間後 就職支度資金 貸付日から1年の据置期間後
もうし こみ さき 申し込み先	詳しくは、お住まいの地域の府保健所にお問い合わせください。（P.2参照）
たん どう か 担当課	府保健所福祉室、健康福祉部家庭支援課（母子・父子担当） (TEL 075-414-4585)
び こう 備考	

【高校卒業生のために】

よび名 (生活福祉資金貸付金 (修学資金))

事業名	生活福祉資金貸付事業																												
事業主体	社会福祉法人京都府社会福祉協議会																												
趣旨・目的	低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を支援する。																												
貸与・支給	貸 付																												
対象者	低所得世帯（生活保護基準の1.8倍以内の所得水準の世帯）																												
貸与額	<table border="1"> <tr> <th></th><th></th><th></th><th>自 宅</th><th>自宅外</th></tr> <tr> <td rowspan="4">修学費</td><td rowspan="2">短大</td><td>国公立</td><td>45,000円／月以内</td><td>51,000円／月以内</td></tr> <tr> <td>私 立</td><td>53,000円／月以内</td><td>60,000円／月以内</td></tr> <tr> <td rowspan="2">大学</td><td>国公立</td><td>45,000円／月以内</td><td>51,000円／月以内</td></tr> <tr> <td>私 立</td><td>54,000円／月以内</td><td>64,000円／月以内</td></tr> <tr> <td>就学支度費</td><td colspan="4">学校種別等を問わず500,000円以内</td></tr> </table> 注1 短大には専修学校専門課程を含む。 注2 修学費の貸与額は、1年生の月額							自 宅	自宅外	修学費	短大	国公立	45,000円／月以内	51,000円／月以内	私 立	53,000円／月以内	60,000円／月以内	大学	国公立	45,000円／月以内	51,000円／月以内	私 立	54,000円／月以内	64,000円／月以内	就学支度費	学校種別等を問わず500,000円以内			
			自 宅	自宅外																									
修学費	短大	国公立	45,000円／月以内	51,000円／月以内																									
		私 立	53,000円／月以内	60,000円／月以内																									
	大学	国公立	45,000円／月以内	51,000円／月以内																									
		私 立	54,000円／月以内	64,000円／月以内																									
就学支度費	学校種別等を問わず500,000円以内																												
申請時期	修 学 費：随時 就学支度費：市区町村社会福祉協議会の申請書受付日が当該年の4月末日までのもの																												
申請書類	借入申込書、民生委員調査書、所得証明書、在学証明書、合格通知書の写し、必要経費見積書																												
支払時期	貸付決定し、借用書等の提出後（6か月分ずつ）																												
連帯保証人	原則1名以上（ただし、修学者が借受人で、生計中心者が連帯借受人になる場合は省略できる。）																												
併給	独立行政法人日本学生支援機構等他の奨学金制度を優先し、その「つなぎ資金」として貸し付ける。ただし、独立行政法人日本学生支援機構等他の奨学金制度の貸付が受けられなかった場合は、継続して貸し付ける。																												
返済期間	卒業後6箇月以内の据置期間後、貸付期間の2倍以内の期間 就学支度費は卒業後6箇月以内の据置期間後、8年以内の期間																												
申込先	市区町村社会福祉協議会（民生委員）																												
担当課	健康福祉部福祉・援護課（生活保護医療担当）（TEL 075-414-4557・4558）																												
備考																													

【高校卒業生のために】

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい し えん き こうしょうがくきん だいいっしゅ
よび名（独立行政法人日本学生支援機構奨学金【第一種】）

し 事 業 名	第一種奨学金																																																																																						
し 事 業 主 体	独立行政法人日本学生支援機構																																																																																						
しゅ 趣 旨 ・ 目 的	優れた学生で経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与する。																																																																																						
たい 貸 与 ・ 支 給	貸 与（無利子）																																																																																						
たい 対 象 者	学校教育法による短期大学・大学（学部）・大学院・専修学校（専門課程）に在学する学生で、校長の推薦により採用された者																																																																																						
たい 貸 与 額	<table><tr><td colspan="5">無利子貸与奨学金（第一種）</td><td colspan="2">月額（単位：円）</td></tr><tr><td rowspan="2">区 分</td><td rowspan="2">入学 年度</td><td rowspan="2">年次</td><td colspan="2">国・公立</td><td colspan="2">私 立</td></tr><tr><td>自 宅</td><td>自宅外</td><td>自 宅</td><td>自宅外</td></tr><tr><td rowspan="3">短期大学</td><td>20</td><td>1</td><td>45,000</td><td>51,000</td><td>53,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td>19</td><td>2</td><td>45,000</td><td>51,000</td><td>53,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td>18</td><td>3</td><td>45,000</td><td>51,000</td><td>53,000</td><td>60,000</td></tr><tr><td rowspan="7">大 学</td><td>20</td><td>1</td><td>45,000</td><td>51,000</td><td>54,000</td><td>64,000</td></tr><tr><td>19</td><td>2</td><td>45,000</td><td>51,000</td><td>54,000</td><td>64,000</td></tr><tr><td>18</td><td>3</td><td>45,000</td><td>51,000</td><td>54,000</td><td>64,000</td></tr><tr><td>17</td><td>4</td><td>45,000</td><td>51,000</td><td>54,000</td><td>64,000</td></tr><tr><td>16</td><td>5</td><td>44,000</td><td>50,000</td><td>53,000</td><td>63,000</td></tr><tr><td>15</td><td>6</td><td>44,000</td><td>50,000</td><td>53,000</td><td>63,000</td></tr><tr><td colspan="5">大学通信教育（一面接授業期間）88,000</td><td colspan="2"></td></tr></table> ※（注）1 大学院、専修学校（専門課程）は別途基準あり （注）2 第1学年（編入学者の入学年次を含む）入学者で、必要条件を満たした場合、入学時特別増額貸与奨学金（初回、基本月額に30万円の有利子奨学金を増額）を受けることができる						無利子貸与奨学金（第一種）					月額（単位：円）		区 分	入学 年度	年次	国・公立		私 立		自 宅	自宅外	自 宅	自宅外	短期大学	20	1	45,000	51,000	53,000	60,000	19	2	45,000	51,000	53,000	60,000	18	3	45,000	51,000	53,000	60,000	大 学	20	1	45,000	51,000	54,000	64,000	19	2	45,000	51,000	54,000	64,000	18	3	45,000	51,000	54,000	64,000	17	4	45,000	51,000	54,000	64,000	16	5	44,000	50,000	53,000	63,000	15	6	44,000	50,000	53,000	63,000	大学通信教育（一面接授業期間）88,000						
無利子貸与奨学金（第一種）					月額（単位：円）																																																																																		
区 分	入学 年度	年次	国・公立		私 立																																																																																		
			自 宅	自宅外	自 宅	自宅外																																																																																	
短期大学	20	1	45,000	51,000	53,000	60,000																																																																																	
	19	2	45,000	51,000	53,000	60,000																																																																																	
	18	3	45,000	51,000	53,000	60,000																																																																																	
大 学	20	1	45,000	51,000	54,000	64,000																																																																																	
	19	2	45,000	51,000	54,000	64,000																																																																																	
	18	3	45,000	51,000	54,000	64,000																																																																																	
	17	4	45,000	51,000	54,000	64,000																																																																																	
	16	5	44,000	50,000	53,000	63,000																																																																																	
	15	6	44,000	50,000	53,000	63,000																																																																																	
	大学通信教育（一面接授業期間）88,000																																																																																						
しん 申 請 時 期	予約採用：進学する前年度当初で各校が定める期日 在学採用：4月頃																																																																																						
しん 申 請 書 類	確認書、所得証明書等																																																																																						
し 支 払 時 期	原則として毎月																																																																																						
れん 連 帯 保 証 人	1名（返還誓約書提出時は保証人を含めて2名。なお、保証料を支払うことで保証機関の保証を受けられる機関保証制度もあります。人的保証制度を利用するか、機関保証制度を利用するかは申込者の任意です。）																																																																																						
へん 返 済 期 間	貸与総額により決定（20年以内）																																																																																						
もうし 申 込 先	予約採用：在学している高等学校等 在学採用：在学している大学・短大・専修学校（専門課程）等																																																																																						
たん 担 当 課																																																																																							
び 備 考	問合せ先：在学している学校 参考：日本学生支援機構ホームページ http://www.jasso.go.jp/																																																																																						

【高校卒業生のために】

どくりつぎょうせいほうじん にほんがくせい し えん き こうしょうがくきん だいにしゅ
よび名（独立行政法人日本学生支援機構奨学金 [第二種]

じ ぎょう めい 事 業 名	第二種奨学金						
じ ぎょう しゅ たい 事 業 主 体	独立行政法人日本学生支援機構						
しゅ し もく てき 趣 旨 ・ 目的	優れた学生で経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、有為な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与する。						
たい よ し きゅう 貸 与 ・ 支 給	貸 与（有利子）						
たい しょう しゃ 対 象 者	学校教育法による高等専門学校、短期大学・大学（学部）・大学院・専修学校（専門課程）に在学する学生で、校長の推薦により採用された者						
たい よ がく 貸 与 額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 種</th><th>貸与月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高等専門学校（4・5年） 短期大学 大学 専修学校（専門課程）</td><td>3万円 5万円 8万円 10万円 12万円</td></tr> <tr> <td>大学院</td><td>5万円 8万円 10万円 13万円 15万円</td></tr> </tbody> </table> から選択 から選択 （注） 1 私立大医・歯・薬・獣については、12万円選択者に限り増額が可能（医・歯は4万円、薬・獣は2万円） また、法科大学院については、15万円選択者に限り、4万円又は7万円の増額が可能 （注） 2 第1学年（編入学者の入学年次を含む）入学者で、必要条件を満たした場合、入学時特別増額貸与奨学金（初回、基本月額に30万円の有利子奨学金を増額）を受けることができる。	学 種	貸与月額	高等専門学校（4・5年） 短期大学 大学 専修学校（専門課程）	3万円 5万円 8万円 10万円 12万円	大学院	5万円 8万円 10万円 13万円 15万円
学 種	貸与月額						
高等専門学校（4・5年） 短期大学 大学 専修学校（専門課程）	3万円 5万円 8万円 10万円 12万円						
大学院	5万円 8万円 10万円 13万円 15万円						
しん せい じ き 申 請 時 期	予約採用：進学する前年度当初で各校が定める期日 在学採用：4月頃						
しん せい しょ るい 申 請 書 類	確認書、所得証明書等						
し はらい じ き 支 払 時 期	原則として毎月						
れん たい ほ しょう にん 連 帯 保 証 人	1名（返還誓約書提出時は保証人を含めて2名。なお、保証料を支払うことで保証機関の保証を受けられる機関保証制度もあります。人的保証制度を利用するか、機関保証制度を利用するかは申込者の任意です。）						
へん さい き かん 返 済 期 間	貸与総額により決定（20年以内）						
もうし こみ さき 申 込 先	予約採用：在学している高等学校等 在学採用：在学している大学・短大・専修学校（専門課程）等						
たん どう か 担 当 課							
び こう 備 考	問合せ先：在学している学校 参考：日本学生支援機構ホームページ http://www.jasso.go.jp/						

第7編 とくべつ し えんがっこう じ どう 特別支援学校児童・生徒 せい と のために

名 称	貸与・支給	対 象 者	申込先	ページ
就学奨励費	支給	特別支援学校に在籍する児童生徒	特別支援学校	75
高校生等修学支援事業 (修学金)	貸与 (無利子)	① 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)の生徒 ② 生活保護基準の1.5倍以下	府教育庁指導部 高校教育課 府文化環境部 文教課	77
	利子補給	① 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)の生徒の保護者 ② 上記②基準を超える世帯の主たる生計維持者の年収が旧日本育英会所得基準以下		
高校生等修学支援事業 (修学支度金)	貸与 (無利子)	① 高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校、専修学校(高等課程)の生徒 ② 高等学校等修学金貸与者で主たる生計維持者の年収150万円未満	府教育庁指導部 高校教育課 府文化環境部 文教課	78
	利子補給	① 上記①の保護者 ② 上記②の保護者で主たる生計維持者の年収150万円以上		

【特別支援学校児童・生徒のために】

よび名（就^{しゅう}学^{がく}奨^{しょう}励^{れい}費^ひ）

じ ぎょう めい 事 業 名	就学奨励費
じ ぎょう しゅ たい 事 業 主 体	国・京都府
しゅ し もく てき 趣 旨 ・ 目 的	教育の機会均等の趣旨にのっとり、特別支援学校への就学のため必要な経費について、児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、全部又は一部を支弁する。
たい よ し きゅう 貸 与 ・ 支 給	支 給
たい しょう しゃ 対 象 者	特別支援学校に在籍する児童生徒
し きゅう がく 支 給 額	別紙
しん せい じ き 申 請 時 期	各学校によって異なる。
しん せい しょ るい 申 請 書 類	収入額・需要額調書、所得証明書
し きゅう じ き 支 給 時 期	各学校によって異なる。
へい ぎゅう 併 給	児童福祉施設等に入所している児童生徒及び指定療育機関に入院している児童生徒の保護者等で、就学に係る措置費を受けている者を除く。
もうし こみ さき 申 込 先	特別支援学校
たん とう か 担 当 課	教育庁指導部特別支援教育課（TEL 075-414-5835）
ひ こう 備 考	

支給額一覽

教科用図書購入費（実費）		全 額	
高等部Ⅰ～Ⅲ段階		1ページ当たり40円を限度として算定した額	
拡大教材費（小・中学部）		（1冊当たり10,000円以内）	
		【Ⅰ段階】	【Ⅱ段階】
学校給食費（実費）		全 額	1/2の額
交 通 費（実費）			
通学費・付添費			
帰省費（39往復分）			全額
帰省付添費（78往復分）			（高等部は）
職場実習費（中学部・高等部）		全 額	（1/2の額）
交流学习費	〔幼稚園部・小・中学部〕 〔高等部（本科）〕		
寄宿舎居住に伴う経費（実費）			
食費	〔小・中学部〕 〔高 等 部〕	144,710円以内 135,870円以内	72,355円以内 67,935円以内
寝具購入費		5,250円以内	2,625円以内
日用品等購入費		134,490円以内	67,245円以内
修学旅行費（実費）			
小 学 部	本人費 付添費	20,600円以内 31,900円以内	10,300円以内 15,950円以内
中 学 部	本人費 付添費	55,900円以内 78,790円以内	27,950円以内 39,395円以内
高 等 部（本科）	本人費 付添費	104,620円以内 148,390円以内	52,310円以内 74,195円以内
校外活動費（実費）			
幼 稚 部	本人費	1,510円以内	755円以内
小 学 部	付添費	2,260円以内	1,130円以内
中 学 部	本人費	2,180円以内	1,090円以内
高 等 部（本科）	付添費	3,290円以内	1,645円以内
宿泊生活訓練費（実費）			
小 学 部	本人費 付添費	17,480円以内 26,220円以内	8,740円以内 13,110円以内
中 学 部	本人費 付添費	23,210円以内 34,810円以内	11,605円以内 17,405円以内
高 等 部（本科）	本人費 付添費	23,350円以内 35,030円以内	11,675円以内 17,515円以内
職場実習宿泊費（実費）			
高 等 部		7,170円以内	3,585円以内
学用品購入費（実費）			
幼 稚 部		8,280円以内	4,140円以内
小 学 部		11,190円以内	5,595円以内
中 学 部		21,930円以内	10,965円以内
高 等 部（本科）		30,810円以内	15,405円以内
通学用品購入費（実費）			
（新入学児童生徒学用品費等受給者除く）			
幼・小・中学部		2,170円以内	1,085円以内
高 等 部（本科）			
新入学児童生徒学用品費等（実費）			
小 学 部		19,900円以内	9,950円以内
中 学 部		22,900円以内	11,450円以内
高 等 部（本科）		22,900円以内	11,450円以内
※金額についてはH19年度実績です。			

【特別支援学校生徒（高等部）のために】

よび名（高校生等修学支援事業（修学金））

事業名	高校生等修学支援事業（修学金）	
	高等学校等修学金貸与制度	修学支援特別融資利子補給制度
事業主体	京都府	
趣旨・目的	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学金の貸与等により、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資する。	
貸与・支給	貸与（無利子）	利子補給
対象者	○高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）の生徒 ○生活保護基準の1.5倍以下	○高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）の生徒の保護者 ○左記基準を超える世帯の主たる生計維持者の年収が旧日本育英会所得基準以下
貸与額	国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内 ※自宅外は5,000円加算	【金融機関の融資限度額】 国公立 一括 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
申請時期	中学3年生予約 新入学生（予約していない方） 随時受付（申請日の翌月分から貸与）	9月～12月（在学している） 4月～5月中旬（学校へ申請） 5月～・府から融資申込資格認定証を交付 ・金融機関へ融資申込 翌年度6月 府へ利子補給申請
申請書類	申請書・所得に関する証明書	申請書・所得に関する証明書 （金融機関へ融資申込時に、府発行の融資申込資格認定証等必要）
支払時期	4月（4月分～8月分） 9月（9月分～12月分） 1月（1月分～3月分）	・金融機関から融資 一括 入学年度の5月～ 分割 申請年度の5月～及び 次年度以降4月～ ・府から利子補給 申請年度の8月
連帯保証人	1名	連帯保証人は不要だが、保証（手数料）自己負担
返済期間	貸与終了後、20年以内（返還猶予の場合、猶予終了後20年以内）	最初の融資の翌月から最長7年以内（3年以内の元金据置も可能）
併給	特別支援学校の就学奨励費、母子及び寡婦福祉資金修学資金等、国・府等が貸与又は支給する同種の奨学金との併給不可	
申込先	教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5856） 文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）	
備考		

【特別支援学校生徒（高等部）のために】

よび名（高校生等修学支援事業（修学支度金））

事業名	高校生等修学支援事業（修学支度金）	
	高等学校等修学支度金貸与制度	修学支度金特別融資利子補給制度
事業主体	京都府	
趣旨・目的	勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、修学支度金の貸与等により、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資する。	
貸与・支給	貸与（無利子）	利子補給
対象者	○高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、専修学校（高等課程）の生徒 ○高等学校等修学金貸与者で主たる生計維持者の年収150万円未満	○同左の保護者 ○同左の保護者で主たる生計維持者の年収150万円以上
貸与額	国公立 50,000円定額 私立 250,000円定額	【融資額】 同 左
申請時期	中学3年生予約 新入学生（予約していない方）	9月～12月（在学している） 4月～5月中旬（学校へ申請） 4月～6月 ・府から融資申込資格認定証を交付 ・金融機関へ融資申込 翌年度6月 府へ利子補給申請
申請書類	申請書	申請書 （金融機関へ融資申込時に、府発行） の融資申込資格認定証等必要
支払時期	4月下旬～6月中旬	金融機関から融資 4月中旬～6月中旬 府から利子補給 申請年度の8月
連帯保証人	1名	連帯保証人は不要だが、保証（手数料）自己負担
返済期間	修学金貸与終了後7年以内 （返還猶予の場合、猶予終了後7年以内）	融資の翌月から7年以内 （3年以内の元金据置も可能）
併給	特別支援学校の就学奨励費、母子及び寡婦福祉資金就学支度資金等、国・府等が貸与又は支給する同種の奨学金との併給不可	
申込先	教育庁指導部高校教育課（TEL 075-414-5856） 文化環境部文教課（TEL 075-414-4518）	
備考	平成20年度入学生に適用	